

Ⅲ 平成29年度 総合政策部の予算

1 平成29年度総合政策部予算概要

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成29年度 (当初)(A)	平成28年度 (当初)(B)	対比 (A)-(B)
総合政策費分担金	106,000	69,705	36,295
総合政策費負担金	784,214	626,252	157,962
総合政策使用料	408,314	405,422	2,892
証紙収入	190,704	175,468	15,236
総合政策費補助金	2,282,699	2,214,566	68,133
総合政策費委託金	876,074	1,172,395	△ 296,321
財産貸付収入	0	0	0
利子及び配当金	66,237	88,973	△ 22,736
総合政策費寄附金	59,200	58,100	1,100
ふるさと寄附基金繰入金	2,256	4,213	△ 1,957
新しい公共支援基金繰入金	0	0	0
未来人材応援基金繰入金	11,900	0	11,900
市町村振興基金繰入金	1,000,000	1,000,000	0
都市鉄道整備資金貸付金収入	0	0	0
地域総合整備資金貸付金収入	443,782	471,054	△ 27,272
函館空港国際線施設整備資金貸付金収入	15,000	15,000	0
株式会社北海道エアシステム貸付金収入	35,350	81,901	△ 46,551
道南いさりび鉄道株式会社貸付金収入	15,614	15,614	0
総合政策受託事業収入	3,780	3,926	△ 146
宝くじ収入	2,689,374	2,559,240	130,134
総合政策関係収入	408,446	375,292	33,154
総合政策債	15,807,000	20,343,000	△ 4,536,000
計	25,205,944	29,680,121	△ 4,474,177

(歳出)

(単位：千円)

科 目	平成29年度 (当初)(A)	平成28年度 (当初)(B)	対比 (A)-(B)
総合政策総務費	3,583,977	3,401,474	182,503
秘書費	21,919	22,208	△289
広報費	182,466	173,873	8,593
広聴費	4,871	4,971	△100
空港運営戦略推進費	127,708	0	127,708
政策企画費	13,434,103	13,379,744	54,359
計画推進費	1,392	24,553	△23,161
社会資本費	3,101,308	2,678,765	422,543
土地水総合対策費	106,612	107,316	△704
国際交流推進費	275,666	229,968	45,698
外務事務費	74,789	77,594	△2,805
情報政策費	4,099,263	2,744,839	1,354,424
統計管理費	19,301	17,342	1,959
統計費	461,865	746,089	△284,224
地域戦略費	1,022,716	847,460	175,256
地域政策費	4,904,493	8,074,732	△3,170,239
市町村振興奨励費	3,174,474	3,057,991	116,483
地域主権推進費	2,500	2,778	△278
交通企画費	2,545,089	2,444,006	101,083
新幹線推進費	12,153,345	14,926,071	△2,772,726
物流港湾費	2,713,439	2,816,376	△102,937
空港活性化推進費	4,050,373	3,963,000	87,373
空港建設費	711,191	619,486	91,705
計	56,772,860	60,360,636	△3,587,776

※空港運営戦略推進費は室新設に併せて平成29年度に科目新設。

2 総合政策部事業別予算概要

(単位：千円)

項目	平成29年度(当初)			事業の概要
	予算額	特定財源	一般財源	
1 総合政策管理費	3,793,233	772,582	3,020,651	
総合政策総務費	3,583,977	772,582	2,811,395	職員費 3,354,146 道政苦情審査費 10,997 総務管理諸費 212,110 公共事業事務費 6,449 補助事業事務費 275
秘書費	21,919	0	21,919	秘書業務費 21,919
広報費	182,466	0	182,466	広報活動推進費 180,994 報道関係連絡費 1,472
広聴費	4,871	0	4,871	広聴活動促進費 4,871
2 空港運営戦略推進費	127,708	0	127,708	
空港運営戦略推進費	127,708	0	127,708	空港運営戦略推進事業費 127,708
3 政策費	16,643,415	3,114,493	13,528,922	
政策企画費	13,434,103	17,353	13,416,750	政策調整諸費 37,289 未来人財応援基金積立金 2,205 未来人財応援事業費 18,609 総合研究機構運営支援費 13,376,000
計画推進費	1,392	0	1,392	総合計画費 1,392
社会資本費	3,101,308	3,095,404	5,904	北海道特定特別総合開発事業推進費 3,096,666 社会資本整備推進費 1,211 国費予算関係促進費 3,431
土地水総合対策費	106,612	1,736	104,876	国土利用計画推進費 465 土地利用規制等対策費 23,472 地価調査費 80,939 土地水総合調査費 1,736

(単位：千円)

項目	平成29年度(当初)			事業の概要
	予算額	特定財源	一般財源	
4 国際交流費	350,455	77,828	272,627	
国際交流推進費	275,666	35,240	240,426	国際交流推進費 157,450 国際交流団体活動推進費 118,216
外務事務費	74,789	42,588	32,201	旅券事務費 74,789
5 情報統計費	4,580,429	1,999,701	2,580,728	
情報政策費	4,099,263	1,518,535	2,580,728	地域情報化推進対策費 2,010 電子自治体推進費 62,506 情報システム推進費 1,820,449 通信管理費 2,117,259 情報通信格差対策事業費補助金 97,039
統計管理費	19,301	19,301	0	統計調整費 19,301
統計費	461,865	461,865	0	委託統計費 461,865
6 地域創生費	5,927,209	595,968	5,331,241	
地域戦略費	1,022,716	509,764	512,952	地方創生対策推進費 1,022,716
地域政策費	4,904,493	86,204	4,818,289	地域政策総合推進費 242,395 地域づくり推進費 4,553,299 特定地域政策推進費 108,799
7 地域主権・行政費	3,176,974	2,777,443	399,531	
市町村振興奨励費	3,174,474	2,777,443	397,031	市町村振興宝くじ交付金 2,773,000 住民基本台帳ネットワークシステム推進費 316,608 市町村行財政運営調整費 26,390 夕張市財政再生支援対策費補助金 57,813 自衛隊員募集費 663
地域主権推進費	2,500	0	2,500	地域主権推進事業費 2,500

(単位：千円)

項目	平成29年度(当初)			事業の概要
	予算額	特定財源	一般財源	
8 交通政策費	17,411,873	12,107,179	5,304,694	
交通企画費	2,545,089	0	2,545,089	交通対策調整費 17,567 バス運行対策・利用促進費 1,535,576 運輸事業振興費 930,246 道南いさりび鉄道経営安定化事業費補助金 61,700
新幹線推進費	12,153,345	12,101,376	51,969	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金 12,102,000 北海道新幹線建設等促進費 51,345
物流港湾費	2,713,439	5,803	2,707,636	主要港調査費 5,803 苫小牧港管理組合負担金 1,453,004 石狩湾新港管理組合負担金 1,173,312 海上ネットワーク形成推進費 81,320
9 航空費	4,761,564	2,499,482	2,262,082	
空港活性化推進費	4,050,373	1,839,482	2,210,891	国直轄空港整備事業費負担金 1,227,204 空港管理費 1,305,081 航空ネットワーク形成推進費 210,980 新千歳空港国際拠点空港化推進費 1,307,108
空港建設費	711,191	660,000	51,191	空港公共事業費 660,000 空港単独事業費 9,638 空港整備費補助金 41,553
総合政策費計	56,772,860	23,944,676	32,828,184	

※このほか、経済部計上予算のうち総合政策部事業執行分として36,902千円

事業名	秘書業務費
目的	知事及び副知事に関わる秘書業務、知事公館に関する維持管理（総務部総務課主管分を除く）を行う。
事業の概要	○知事公館の維持管理 知事公館に関する警備・清掃など維持管理（総務部総務課主管分を除く）を行う。 ○秘書業務 知事及び副知事に関わる秘書業務を行う。
道予算額	21,919 千円 (H28 22,208 千円)
担当課グループ	知事室 秘書課 調整グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)

事業名	広報活動推進費																					
目的	各種広報媒体を活用して、政策情報や生活情報など、道民ニーズに対応した道政情報を提供し、道政への理解と協力を得る。																					
事業の概要	<p>○広報紙「ほっかいどう」発行費 107,409千円（前年度 107,607千円） 道政の動きや施策を道民に周知するための広報紙を発行し、配布する。</p> <table border="1" data-bbox="363 920 1449 1048"> <tr> <td>広報紙の発行</td> <td>制作：年5回発行、タブロイド版（4P）、1回当たり250万部 配布：新聞折り込み（道内新聞社17社）、各施設設置（郵便局、金融機関など）</td> </tr> <tr> <td>委員会</td> <td>「北海道広報広聴推進会議」 道民の意見を広報広聴活動へ反映させ、効果的な推進を図る （委員：10名 開催予定：2回 協議事項：広報広聴活動、広報紙に関することなど）</td> </tr> </table> <p>○視覚障がい者向け広報誌「ほっかいどう」発行費 4,606千円（前年度 4,600千円） 視覚障がい者などの方々向けに、広報紙「ほっかいどう」の点字版及び音読版を発行する。</p> <p>○広報印刷物発行費 35,427千円（前年度 35,555千円） 開かれた道政を推進するため、情報の共有化と道民の道政への参加を目的として、新聞紙面などを利用した広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="363 1211 1449 1335"> <tr> <td rowspan="2">新聞広報</td> <td>定期掲載</td> <td>みなさんの赤れんが 北海道ビジネスページ</td> <td>道の事業・催事、生活情報 各種制度の提供</td> <td>道新、朝日、毎日、読売 （半3段、年14回） 日経（半3段、年6回）</td> </tr> <tr> <td>随時掲載</td> <td>地方新聞に地域の情報を掲載</td> <td></td> <td>地方新聞12紙（各48段）</td> </tr> </table> <p>○視聴覚媒体利用費 14,696千円（前年度 15,544千円） 各種視聴覚広報媒体を活用して道政情報を発信し、道民への積極的な情報提供を進める。</p> <table border="1" data-bbox="363 1391 1449 1469"> <tr> <td>テレビ</td> <td>道政広報番組</td> <td>道の施策・事業・制度等の紹介</td> <td>30分×2回制作×各1回放送</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>ラジオスポット CM</td> <td>道の施策・事業・制度等の周知</td> <td>20秒×114回放送</td> </tr> </table> <p>○北海道広報・広聴推進事業費負担金 400千円（前年度 400千円） 北海道の広報・広聴技術の向上のために実行委員会（道、市長会、町村会）が実施する広報広聴技術研究会などに要する経費の一部を負担する。</p> <p>○ホームページの管理・運営 6,667千円（前年度 6,905千円） 道政に関するさまざまな情報や政策形成過程の情報を住民に分かりやすく提供する手段として、北海道公式ウェブサイトを活用するとともに、地域情報の動画を発信する。</p> <p>○魅力のコンテンツ発信事業 1,789千円（前年度 1,790千円） 地域からの情報発信や情報交流を促進するため、魅力あふれる情報をコンテンツにより広く発信する。</p> <p>○北海道のイメージアップ推進事業 1,000千円（新規） 北海道150年を契機に、若年層や海外への発信力を高めるため、インターネットを積極的に活用し、戦略的道政広報の展開を図る。</p>	広報紙の発行	制作：年5回発行、タブロイド版（4P）、1回当たり250万部 配布：新聞折り込み（道内新聞社17社）、各施設設置（郵便局、金融機関など）	委員会	「北海道広報広聴推進会議」 道民の意見を広報広聴活動へ反映させ、効果的な推進を図る （委員：10名 開催予定：2回 協議事項：広報広聴活動、広報紙に関することなど）	新聞広報	定期掲載	みなさんの赤れんが 北海道ビジネスページ	道の事業・催事、生活情報 各種制度の提供	道新、朝日、毎日、読売 （半3段、年14回） 日経（半3段、年6回）	随時掲載	地方新聞に地域の情報を掲載		地方新聞12紙（各48段）	テレビ	道政広報番組	道の施策・事業・制度等の紹介	30分×2回制作×各1回放送	ラジオ	ラジオスポット CM	道の施策・事業・制度等の周知	20秒×114回放送
広報紙の発行	制作：年5回発行、タブロイド版（4P）、1回当たり250万部 配布：新聞折り込み（道内新聞社17社）、各施設設置（郵便局、金融機関など）																					
委員会	「北海道広報広聴推進会議」 道民の意見を広報広聴活動へ反映させ、効果的な推進を図る （委員：10名 開催予定：2回 協議事項：広報広聴活動、広報紙に関することなど）																					
新聞広報	定期掲載	みなさんの赤れんが 北海道ビジネスページ	道の事業・催事、生活情報 各種制度の提供	道新、朝日、毎日、読売 （半3段、年14回） 日経（半3段、年6回）																		
	随時掲載	地方新聞に地域の情報を掲載		地方新聞12紙（各48段）																		
テレビ	道政広報番組	道の施策・事業・制度等の紹介	30分×2回制作×各1回放送																			
ラジオ	ラジオスポット CM	道の施策・事業・制度等の周知	20秒×114回放送																			
道予算額	180,994 千円 (H28 172,401 千円)																					
担当課グループ	知事室 広報広聴課 道政広報グループ／広報企画グループ																					
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕)																					

事業名	報道関係連絡費
目的	報道関係者へのレクチャーや記者会見、資料配付などのパブリシティ活動を通じて、道政情報の提供を行うことにより、道民との情報共有や道民の行政参加の促進を図る。
事業の概要	○報道関係者との連絡調整 知事の定例記者会見や各部局のレクチャーなどを通じて、道の活動状況や取組内容などを報道関係者に積極的に周知する。 ○報道関係者との意見交換 北海道の政策をはじめ、政治・経済等の最新の情報などについて、関係者が一堂に会して、情報交換や意見交換を行う。
道予算額	1,472 千円 (H28 1,472 千円)
担当課グループ	知事室 広報広聴課 報道グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	広聴活動促進費
目的	地域住民とのより多くの意見交換の機会を設けるため、対話広聴などを実施し、道民との対話を重視した広聴事業を推進する。
事業の概要	○「知事の地域訪問」の実施 知事が地域に出向いて行う道民等との直接対話を通じ、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、道政に関する内容について知事自らが説明し意見交換を行う。 また、施設の視察や関係者との交流などにより、各地の様々な取組についての理解を深める。 ○総合振興局・振興局の広聴活動 道民が道政を身近に感じ、道政に参加する機会を設けるため、総合振興局長・振興局長を中心として広聴活動を展開し、地域ニーズや道民意見の的確な把握に努め、施策形成に反映させ、道民参加の開かれた道政を推進する。 ○道民意識調査の実施 道民意識調査を実施し、潜在化している道民意識の把握に努める。
道予算額	4,871 千円 (H28 4,971 千円)
担当課グループ	知事室 広報広聴課 調整グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	道政苦情審査費、総務管理諸費										
目的	道政に対する道民の意見・苦情等を簡易迅速に処理し、道民の権利利益の保護を図ることにより、開かれた道政を推進するとともに、道政に対する信頼の確保に努める。										
事業の概要	○苦情審査制度の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名称</td> <td>北海道苦情審査委員</td> </tr> <tr> <td>所掌事項</td> <td>・道の機関の業務の執行に関する苦情の審査 ・道の機関の業務に関する是正又は改善の措置の勧告及び制度の改善を求める意見の表明 ・勧告、意見の表明等の内容の公表</td> </tr> <tr> <td>対象要件</td> <td>道政に対して、①自己の利害があるもの、②一定期間内（1年）の事案など</td> </tr> <tr> <td>権限</td> <td>・苦情の審査・処理、是正等の勧告 ・制度改善の意見表明</td> </tr> <tr> <td>対象機関</td> <td>道の機関（ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会等を除く）</td> </tr> </table>	名称	北海道苦情審査委員	所掌事項	・道の機関の業務の執行に関する苦情の審査 ・道の機関の業務に関する是正又は改善の措置の勧告及び制度の改善を求める意見の表明 ・勧告、意見の表明等の内容の公表	対象要件	道政に対して、①自己の利害があるもの、②一定期間内（1年）の事案など	権限	・苦情の審査・処理、是正等の勧告 ・制度改善の意見表明	対象機関	道の機関（ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会等を除く）
名称	北海道苦情審査委員										
所掌事項	・道の機関の業務の執行に関する苦情の審査 ・道の機関の業務に関する是正又は改善の措置の勧告及び制度の改善を求める意見の表明 ・勧告、意見の表明等の内容の公表										
対象要件	道政に対して、①自己の利害があるもの、②一定期間内（1年）の事案など										
権限	・苦情の審査・処理、是正等の勧告 ・制度改善の意見表明										
対象機関	道の機関（ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会等を除く）										
道予算額	25,048 千円 (H28 25,054 千円)										
担当課グループ	知事室 道政相談センター 相談苦情審査グループ										
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])										

事業名	政策調整諸費
目的	新たな政策課題に迅速に対応できる政策主導の道政を実現するため、庁議等の開催、重点政策に関する総合調整や政策検討などを行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○政策検討会議等の開催 知事、副知事、部長、総合振興局・振興局長等が政策議論や協議等を行う場として、政策検討会議や庁議等を開催する。 ○重点政策に関する総合調整 政策評価と連動しながら、政策検討の基本方針の策定や総合調整などを行う。 ○新たな政策手法の検討 厳しい財政運営が続く中で、多様化する道民ニーズにきめ細かく対応していくための新たな政策手法の検討や関係部等との調整を行う。 ○プロポーザル型政策形成事業 職員からの庁内横断的な政策課題に関する企画提案を募集し、職員の柔軟な発想力や行動力を生かし、実効性のある政策の実現や道の政策開発能力の向上を図る。 ○総合教育会議の開催 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、総合教育会議を開催する。 ○北海道150年事業 2018年（平成30年）に実施する「北海道」命名150年の記念事業の展開に向けて、事業PRを行うとともに、様々な主体（道民・企業・団体・市町村等）が実施する北海道みらい事業への支援等に取り組む。 ○「北海道みんなの日」制定記念事業 「北海道みんなの日（愛称：道みんなの日）」の制定に伴い、「道みんなの日」となる7月17日に記念式典等を実施するとともに、道内外において浸透・定着を図るため、PRに取り組む。 ○北海道立総合研究機構運営管理費 地方独立行政法人に対する施設整備等補助金の交付にあたり、道規則に基づき現地検査及び調査を実施する。
道予算額	37,289 千円（H28 8,292 千円）
担当課グループ	政策局 参事／北海道150年事業室／総合教育推進室／研究法人室 総合研究機構グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容へ継続〔拡充〕）

事業名	北海道未来人財応援基金積立金
目的	北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために設置した「ほっかいどう未来チャレンジ基金（北海道未来人財応援基金）」に、平成29年度の寄附金及び道積立金等を積み立てる。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○寄附金等及び道積立金の積立 平成29年度に受け入れる寄附金及び道積立金等を北海道未来人財応援基金に積み立てる。
道予算額	2,205 千円（H28 ④8,001 千円 ⑤25,000 千円）
担当課グループ	政策局総合教育推進室
備考	-

事業名	未来人材応援事業費
目的	北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るため、ほっかいどう未来チャレンジ基金を活用し、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際コンクール参加経費等の助成事業を実施する。
事業の概要	<p>○若者の海外留学等への助成 選考により決定した派遣対象者に対して、海外留学や海外研修等に係る経費を助成する。</p> <p>○助成事業の運営 応募のあった若者の選考や帰国した助成対象者による成果報告会を実施する。</p> <p>○基金等のPRの実施 情報発信ツールを作成し、北海道未来人材応援基金及び助成事業を広く周知する。</p>
道予算額	18,609 千円
担当課グループ	政策局総合教育推進室
備考	新規

事業名	総合計画費
目的	平成28年度からスタートした北海道総合計画（計画期間：平成28～37年度）の着実な推進を図る。
事業の概要	<p>○総合計画の推進</p> <p>①推進管理の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の政策評価を通じた計画に掲げる指標の進捗状況、重点戦略計画や特定分野別計画などを含めた推進状況の一体的な管理 <p>②推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興局を含めた全庁横断的な組織体制として設置した北海道総合計画推進本部の開催 ・実効性の高い政策を推進するため、有識者などを招聘する北海道総合計画推進本部・推進協議会を開催 ・知事の附属機関である北海道総合開発委員会・計画部会での意見聴取 ・国の北海道総合開発計画との連携など <p>○総合計画の普及・PR</p> <p>①出前講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの要望に応じて、地域に向いて計画の説明や意見交換を実施 <p>②ホームページなどを活用した普及やPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書のホームページへの掲載や動画の配信
道予算額	1,392 千円（H28 24,553 千円）
担当課グループ	政策局 計画推進課 計画推進グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	北海道特定特別総合開発事業推進費
目的	国に貢献し、活力ある北海道を実現するため、国として重点的に取り組むべきテーマを設定し、これに係る基幹的な事業を、年度途中の情勢変化に対応して予算配分することにより、他の事業との連携を図りながら、一層機動的・重点的・一体的にきめ細かく推進する。
事業の概要	○対象事業 次のいずれにも該当する事業 ①設定されたテーマに合致し、関連する事業と総合的な効果を一体的に発揮できる事業 ②北海道の区域を対象とする公共事業関係費(災害復旧等事業費を除く)
道予算額	3,096,666〔国庫補助金等 1,950,500〕千円 (H28 2,673,607〔国庫補助金等 1,923,500〕千円)
担当課グループ	政策局 社会資本課 社会資本グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)

事業名	社会資本整備推進費
目的	・ 限られた財源の中で、社会資本の戦略的・効果的な整備を推進するとともに、必要な施設の機能を確保するため、全ての道有施設に係る長寿命化の取組など適切な維持管理・更新等を推進する。 ・ 「北海道特定特別総合開発事業推進費」を活用して、国に貢献し活力ある北海道を実現するために設定された特定のテーマに資する基幹的な事業を機動的・重点的・一体的に推進する。
事業の概要	○「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」の推進 「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づき、限られた財源を中長期的な視点に立って、必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、国費予算要望や道の予算編成に反映させるなど、北海道にとって必要な社会資本整備を推進する。 また、維持管理・更新等に係る中長期的な取組の方向性を明らかにした「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、全ての道有施設に係る長寿命化の取組を推進する。 ○「北海道特定特別総合開発事業」の推進 地域の意向を十分反映させるため、特定のテーマについて国と協議を行うほか、対象事業の拡大などより活用しやすい制度となるよう国に対し提案・要望を行う。
道予算額	1,211千円 (H28 1,808千円)
担当課グループ	政策局 社会資本課 社会資本グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)

事業名	国費予算関係促進費
目的	道民が将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができるよう、人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道の創生を下支えしストック効果をもたらす社会資本の重点的な整備などについて、様々な機会をとらえ、国等に対して重点的・効果的な提案・要望を行う。
事業の概要	○中央要請 国の政策に、道の提案・要望が盛り込まれるよう、道内の関係団体と連携を図りながら、国等に対し、施策や予算に関する提案・要望を行う。 ○情報収集 道の提案要望事項が反映されているかなど、政府予算案情報のとりまとめ等の対応を行う。
道予算額	3,431千円 (H28 3,350千円)
担当課グループ	政策局 社会資本課 社会資本グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)

事業名	国土強靱化推進費
目的	北海道強靱化計画に基づき、北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「北海道強靱化計画」の推進管理 北海道強靱化計画（H27.3策定）に基づき、関連施策を総合的かつ効果的に推進する。 ・ 施策プログラムの推進状況、取組の成果及び課題の把握 ・ 向こう1年間における具体的な推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」の策定 ○地域（振興局）との国土強靱化施策の調整等 ・ 市町村の地域計画策定に対する調整や支援を行う。 ○国土強靱化施策に係る国等との打ち合わせ ・ 国の国土強靱化政策動向などの情報収集や国への要請などを行う。
道予算額	1,304 千円（H28 1,290 千円）
担当課グループ	政策局 社会資本課 国土強靱化グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕） ※国費予算関係促進費の内数

事業名	国土利用計画推進費																
目的	国土利用計画（第5次北海道計画）が他の各種計画に反映され、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう道計画の管理を行い、国土利用の現況把握等に努め土地利用の検討・調整を行うとともに、道計画を基本とする同法第8条に基づく国土利用計画（市町村計画）の策定・改定の助言を行う。																
事業の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 65%;">事 業 内 容</th> <th style="width: 20%;">成 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土地利用現況把握調査</td> <td>毎年、計画の規模の目標である地目区分の面積を調査する。</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">管理運営実績・庁内関係課通知</td> </tr> <tr> <td>2 市町村に対する助言</td> <td>市町村計画の改定、管理運営手法等、市町村計画の策定（変更）について必要な助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 土地利用に関する各種施策の調整</td> <td>土地利用関係部局の協力のもとに、必要に応じて「土地利用に関する施策の現状と課題」及び「土地利用の見直し」について、把握・調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 その他管理・運営を推進する上で必要な事項</td> <td>計画の管理運営上必要な事項について、その都度、計画の検討・調整を行う。また、モデルとなる市町村の計画策定の検討など体系整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○市町村計画の策定状況</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>策定済</td> <td>未策定</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>96</td> </tr> </table> <p>○国土利用計画の体系</p> <pre> graph LR A[国土利用計画(法第2条)] --- B[全国計画(法第5条)] B -- 基本 --> C[都道府県計画(法第7条)] C -- 基本 --> D[市町村計画(法第8条)] </pre>	区 分	事 業 内 容	成 果	1 土地利用現況把握調査	毎年、計画の規模の目標である地目区分の面積を調査する。	管理運営実績・庁内関係課通知	2 市町村に対する助言	市町村計画の改定、管理運営手法等、市町村計画の策定（変更）について必要な助言を行う。	3 土地利用に関する各種施策の調整	土地利用関係部局の協力のもとに、必要に応じて「土地利用に関する施策の現状と課題」及び「土地利用の見直し」について、把握・調整を行う。	4 その他管理・運営を推進する上で必要な事項	計画の管理運営上必要な事項について、その都度、計画の検討・調整を行う。また、モデルとなる市町村の計画策定の検討など体系整備に努める。	策定済	未策定	83	96
区 分	事 業 内 容	成 果															
1 土地利用現況把握調査	毎年、計画の規模の目標である地目区分の面積を調査する。	管理運営実績・庁内関係課通知															
2 市町村に対する助言	市町村計画の改定、管理運営手法等、市町村計画の策定（変更）について必要な助言を行う。																
3 土地利用に関する各種施策の調整	土地利用関係部局の協力のもとに、必要に応じて「土地利用に関する施策の現状と課題」及び「土地利用の見直し」について、把握・調整を行う。																
4 その他管理・運営を推進する上で必要な事項	計画の管理運営上必要な事項について、その都度、計画の検討・調整を行う。また、モデルとなる市町村の計画策定の検討など体系整備に努める。																
策定済	未策定																
83	96																
道予算額	465 千円（H28 517 千円）																
担当課グループ	政策局 土地水対策課 土地利用計画グループ																
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																

事業名	土地利用規制等対策費（土地利用基本計画の管理、土地取引の届出審査・勧告等）
目的	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の管理、土地取引の届出審査・勧告、遊休土地の利用促進等に係る調査等に要する経費
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用基本計画の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の現況と動向の把握 ・土地利用のあり方の検討 ○土地利用基本計画の変更 土地利用基本計画の管理で抽出・検討された要検討地域等について、土地利用基本計画を変更する。 ○土地取引の届出審査・勧告 国土法に基づく事後届出制度により、適正かつ合理的な土地利用を図る。 ○ゴルフ場開発に関する事前協議 ゴルフ場開発の規制に関する要綱に基づき適正な土地利用を推進する。 ○千歳川流域治水対策 国、関係自治体等と連携し、千歳川流域治水対策の推進を図る。
道予算額	19,466 千円（H28 20,001 千円）
担当課グループ	政策局 土地水対策課 土地利用計画グループ／土地水調整グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	土地利用規制等対策費（水資源保全推進費）																				
目的	本道の豊かな水資源を将来に向けて保全するため、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、水資源保全地域における適正な土地利用の推進を図る。																				
事業の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 水資源保全推進事務費 (1,006千円)</td> <td>○基本指針、地域別指針の策定 ○条例の普及啓発（説明会等）</td> </tr> <tr> <td>② 水資源保全推進事業交付金 (3,000千円)</td> <td>市町村が水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に対し、支援する。 ○補助率：森林～1/2以内、森林以外～1/3以内 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">← 森 林</td> <td colspan="2" style="border: none;">森 林 以 外 →</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">地域活性化事業債</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">道</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">90%</td> <td style="border: none;">5%</td> <td style="border: none;">2/3</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">○上限額：1団体300万円 下限額：50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事 業 内 容	① 水資源保全推進事務費 (1,006千円)	○基本指針、地域別指針の策定 ○条例の普及啓発（説明会等）	② 水資源保全推進事業交付金 (3,000千円)	市町村が水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に対し、支援する。 ○補助率：森林～1/2以内、森林以外～1/3以内 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">← 森 林</td> <td colspan="2" style="border: none;">森 林 以 外 →</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">地域活性化事業債</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">道</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">90%</td> <td style="border: none;">5%</td> <td style="border: none;">2/3</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> </table>	← 森 林		森 林 以 外 →		地域活性化事業債	市町村	市町村	道	90%	5%	2/3	1/3	○上限額：1団体300万円 下限額：50万円	
区 分	事 業 内 容																				
① 水資源保全推進事務費 (1,006千円)	○基本指針、地域別指針の策定 ○条例の普及啓発（説明会等）																				
② 水資源保全推進事業交付金 (3,000千円)	市町村が水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に対し、支援する。 ○補助率：森林～1/2以内、森林以外～1/3以内 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">← 森 林</td> <td colspan="2" style="border: none;">森 林 以 外 →</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">地域活性化事業債</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">市町村</td> <td style="border: none;">道</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">90%</td> <td style="border: none;">5%</td> <td style="border: none;">2/3</td> <td style="border: none;">1/3</td> </tr> </table>	← 森 林		森 林 以 外 →		地域活性化事業債	市町村	市町村	道	90%	5%	2/3	1/3								
← 森 林		森 林 以 外 →																			
地域活性化事業債	市町村	市町村	道																		
90%	5%	2/3	1/3																		
○上限額：1団体300万円 下限額：50万円																					
道予算額	4,006 千円（H28 4,146 千円）																				
担当課グループ	政策局 土地水対策課 土地利用計画グループ																				
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																				

事業名	地価調査費						
目的	適正かつ合理的な土地利用を図る上で、より適正な地価の形成に努める必要があることから、一般の土地取引価格の指標並びに国土利用計画法に基づく土地売買等の届出の価格審査の規準とするため、(公益社団法人)北海道不動産鑑定士協会に委託し、道内全域を対象に土地(基準地)の鑑定評価を行う。						
事業の概要	<p>○調査概要</p> <table border="1"> <tr> <td>① 地価調査地点数(基準地数)</td> <td>1,105地点(179市町村)</td> </tr> <tr> <td>② 調査時点</td> <td>7月1日</td> </tr> <tr> <td>③ 公表日</td> <td>9月下旬</td> </tr> </table> <p>○価格審査に係る根拠及びフロー(注視区域指定による)</p> <pre> graph TD A[地価調査結果] -- "=" --> B[取引価格の適正判断基準] B --> C[国土利用計画法第27条の4:一定面積を超える土地売買等について届出 同 第27条の5:土地利用に著しい支障がある場合] C --> D[土地利用審査会] D --> E[契約の中止を勧告] F[基準地の選定・決定(1,105地点) 鑑定評価、基準地価格の決定 調査書等公表資料の作成 発表、道公報] --> A G[国土利用計画法施行令第9条] --> F </pre>	① 地価調査地点数(基準地数)	1,105地点(179市町村)	② 調査時点	7月1日	③ 公表日	9月下旬
① 地価調査地点数(基準地数)	1,105地点(179市町村)						
② 調査時点	7月1日						
③ 公表日	9月下旬						
道予算額	80,939 千円 (H28 82,021 千円)						
担当課グループ	政策局 土地水対策課 土地水調整グループ						
備考	H28政策評価 (H29取組方針: サービス内容~継続 [現状維持])						

事業名	土地水総合調査費
目的	国からの委託を受け、土地対策を的確に実施するための調査や水需給の現状と動向を把握するための調査を行う。
事業の概要	<p>○水需給動態調査 全国及び地域別の水需給の現状と動向を把握することにより、「全国総合水資源計画」のフォローアップ及び国の新たな長期計画の策定に必要な基礎資料の集積等、水資源の開発、保全及び利用に関する総合的な施策の推進に資することを目的に、国土交通省が都道府県に委託して調査を実施している。</p> <p>○土地基本調査法人調査 土地に関する諸施策その他の基礎資料を得ることを目的として、法人における土地の所有及び利用状況等に関する実態を国土交通省が都道府県に委託し、5年毎に調査を実施する。</p>
道予算額	1,736 [委託金 1,736] 千円 (H28 631 [委託金 631] 千円)
担当課グループ	政策局 土地水対策課 土地水調整グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針: サービス内容~継続 [拡充])

事業名	北海道立総合研究機構運営支援費（運営費交付金）
目的	地方独立行政法人北海道立総合研究機構の person 費や一般管理費、研究費等の業務運営に必要な経費の財源を措置する。
事業の概要	<p><地方独立行政法人北海道立総合研究機構の概要></p> <p>1 目的 農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与する。</p> <p>2 所在地 札幌市北区北19条西11丁目</p> <p>3 代表者 理事長 丹保憲仁</p> <p>4 業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと ・上記の業務に関する普及及び技術支援を行うこと ・試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと <p>5 体制</p> <pre> graph TD Chairman[理事長] --- Director[理事] Director --- Supervisor[監事] Director --- Planning[経営企画部] Director --- Research[研究企画部] Director --- Promotion[連携推進部] Planning --- Agriculture[農業研究本部] Planning --- Aquaculture[水産研究本部] Planning --- Forestry[森林研究本部] Planning --- Industrial[産業技術研究本部] Planning --- Environment[環境・地質研究本部] Planning --- Architecture[建築研究本部] Agriculture --- AgFac[農業試験場 8ヶ所] Aquaculture --- AquaFac[水産試験場 7ヶ所] Forestry --- ForFac[林業試験場、林産試験場] Industrial --- IndFac[工業試験場、食品加工研究センター] Environment --- EnvFac[環境科学研究センター、地質研究所] Architecture --- ArchFac[北方建築総合研究所] </pre>
道予算額	13,168,000 千円 (H28 13,109,000 千円)
担当課グループ	政策局 研究法人室 総合研究機構グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	北海道立総合研究機構運営支援費（施設整備等補助金）
目的	地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う施設整備に係る工事、その他の施設設備整備業務に対して予算の範囲内で補助する。
事業の概要	<p>(補助対象事業) 施設整備等工事</p> <p>(補助対象経費) 補助対象事業の実施に要する経費のうち、施設整備・解体撤去に係るもの</p>
道予算額	208,000 千円 (H28 262,452 千円)
担当課グループ	政策局 研究法人室 総合研究機構グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	国際交流団体活動推進費																								
目的	地域の国際交流や国際協力を積極的に進める国際交流団体の活動を支援し、世界に開かれた地域づくりや地域特性を活かした国際協力を推進する。																								
事業の概要	<p>○自治体国際化協会負担金 海外における地方公共団体の国際交流推進拠点整備を行う（財）自治体国際化協会に負担（「国際交流推進宝くじ」収益金の1/2）する。</p> <p><（財）自治体国際化協会の拠点整備の主な内容></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・外国青年招致事業に関する連絡調整 ・現地情報の収集、地方公共団体依頼調査への対応 ・海外でのイベント等に関する連絡調整、市場調査 </div> <p>○北海道国際交流・協力総合センター補助金 本道の地域国際化協会として(公社)北海道国際交流・協力総合センターが行う、世界各国の地域情報や資料の収集提供、調査研究及び人的交流などの事業に対し補助する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">一般事業</th> <th colspan="2">資料収集や調査研究事業等の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域国際化協会事業</td> <td>国際情報ネットワーク事業</td> <td>インターネットを活用した情報提供、地域連携</td> </tr> <tr> <td>北海道協力・研修団派遣事業</td> <td>協力研修団の海外への派遣</td> </tr> <tr> <td>北海道海外研修員等受入事業</td> <td>・地域リーダーとして活躍が期待できる道内在住者(7名) 北海道と縁のある南米地域からの技術研修員等の受入 ・ブラジル、パラグアイ(2名)</td> </tr> <tr> <td>外国人留学生受入促進・国際交流支援事業</td> <td>外国人留学生の受入促進及び「北海道外国人サポーター」として本道の国際化推進に寄与する留学生への支援 ・月額15,000円を助成(50名)</td> </tr> <tr> <td>北海道出身海外移住者支援事業</td> <td>北海道出身海外移住者及びその後代の日系人等への支援や援護</td> </tr> <tr> <td>外国公館交流促進事業</td> <td>道内外国公館と連携し、本道と各国間の経済、教育、文化交流などを促進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業</td> <td>多文化共生など在住外国人との相互理解の促進、国際感覚を持った人材育成を目的とした高校生の海外派遣</td> </tr> </tbody> </table> <p><（公社）北海道国際交流・協力総合センターの概要></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 立</td> <td>昭和47年1月（平成23年8月、社団法人北方圏センターから公益社団法人に移行）</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>北海道における国際活動の総合的、かつ中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し北海道の発展に寄与する。</td> </tr> </table> </div>		一般事業	資料収集や調査研究事業等の実施		地域国際化協会事業	国際情報ネットワーク事業	インターネットを活用した情報提供、地域連携	北海道協力・研修団派遣事業	協力研修団の海外への派遣	北海道海外研修員等受入事業	・地域リーダーとして活躍が期待できる道内在住者(7名) 北海道と縁のある南米地域からの技術研修員等の受入 ・ブラジル、パラグアイ(2名)	外国人留学生受入促進・国際交流支援事業	外国人留学生の受入促進及び「北海道外国人サポーター」として本道の国際化推進に寄与する留学生への支援 ・月額15,000円を助成(50名)	北海道出身海外移住者支援事業	北海道出身海外移住者及びその後代の日系人等への支援や援護	外国公館交流促進事業	道内外国公館と連携し、本道と各国間の経済、教育、文化交流などを促進		外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業	多文化共生など在住外国人との相互理解の促進、国際感覚を持った人材育成を目的とした高校生の海外派遣	設 立	昭和47年1月（平成23年8月、社団法人北方圏センターから公益社団法人に移行）	目 的	北海道における国際活動の総合的、かつ中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し北海道の発展に寄与する。
一般事業	資料収集や調査研究事業等の実施																								
地域国際化協会事業	国際情報ネットワーク事業	インターネットを活用した情報提供、地域連携																							
	北海道協力・研修団派遣事業	協力研修団の海外への派遣																							
	北海道海外研修員等受入事業	・地域リーダーとして活躍が期待できる道内在住者(7名) 北海道と縁のある南米地域からの技術研修員等の受入 ・ブラジル、パラグアイ(2名)																							
	外国人留学生受入促進・国際交流支援事業	外国人留学生の受入促進及び「北海道外国人サポーター」として本道の国際化推進に寄与する留学生への支援 ・月額15,000円を助成(50名)																							
	北海道出身海外移住者支援事業	北海道出身海外移住者及びその後代の日系人等への支援や援護																							
	外国公館交流促進事業	道内外国公館と連携し、本道と各国間の経済、教育、文化交流などを促進																							
	外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業	多文化共生など在住外国人との相互理解の促進、国際感覚を持った人材育成を目的とした高校生の海外派遣																							
設 立	昭和47年1月（平成23年8月、社団法人北方圏センターから公益社団法人に移行）																								
目 的	北海道における国際活動の総合的、かつ中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し北海道の発展に寄与する。																								
道 予 算 額	118,216〔収益事業収入 32,000〕千円（H28 117,471〔収益事業収入 31,000〕千円）																								
担当課グループ	国際局 国際課 プロモーショングループ/国際交流室 国際交流グループ																								
備 考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																								

事業名	国際交流推進費（語学指導等外国青年招致事業費、国際化戦略推進事業費、姉妹友好提携地域等訪問周年事業）										
目的	姉妹友好提携地域や道との関連が深い地域などとの相互の発展につながる国際交流をはじめ、地域の国際交流活動の活性化、国際性豊かな人材の育成、地域特性を活かした国際交流などに取り組み、世界に開かれ、世界との結び付きの中で活性化し、世界に貢献する北海道づくりを進める。										
事業の概要	<p>○語学指導等外国青年招致事業費 JETプログラムに基づき国際交流員等を配置し、本道の外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際交流員（CIR）</td> <td>国際交流部門に配置され国際交流関係事務に従事（3名：英語圏、中国、韓国）</td> <td>特別職の地方公務員（1年契約で報酬等を措置）</td> </tr> <tr> <td>英語指導助手（ALT）</td> <td>教育委員会・学校等に配置され語学指導に従事</td> <td>※ALTは教育費で措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国際化戦略推進事業費 本道における国際化施策の戦略的かつ効果的推進並びに北海道ブランドの浸透および交流の活性化を進めるための基盤づくりを行う。 〈内容〉・米国ハワイ州及びASEAN（ベトナム）をターゲット国・地域に選定し、国際交流の基盤づくりに向け友好提携の締結に向けた取組や、各種交流イベント、北海道のPR等を行う。</p> <p>○姉妹友好提携地域等訪問周年事業 道が姉妹友好提携を締結している地域や歴史的に道との関連が強い地域との友好交流を促進するため、それぞれの地域との交流の節目となる周年や国家間の周年において、相互交流や記念行事等を実施する。 〈内容〉・アルゼンチン（北海道入移住100周年、道人会創立55周年） ・中国（日中国交正常化45周年） ・タイ（日タイ修好130周年）</p> <p>〈予定事業〉周年記念式典、関係者等表敬、フォーラム等の記念行事の開催</p>		区分	内容		国際交流員（CIR）	国際交流部門に配置され国際交流関係事務に従事（3名：英語圏、中国、韓国）	特別職の地方公務員（1年契約で報酬等を措置）	英語指導助手（ALT）	教育委員会・学校等に配置され語学指導に従事	※ALTは教育費で措置
区分	内容										
国際交流員（CIR）	国際交流部門に配置され国際交流関係事務に従事（3名：英語圏、中国、韓国）	特別職の地方公務員（1年契約で報酬等を措置）									
英語指導助手（ALT）	教育委員会・学校等に配置され語学指導に従事	※ALTは教育費で措置									
道予算額	89,040〔雑入等 3,240〕千円（H28 85,963〔雑入等 3,240〕千円）										
担当課グループ	国際局 国際課 プロモーショングループ／国際交流室 国際交流グループ										
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）										

事業名	国際交流推進費（サハリン州等ロシア極東地域友好・経済協力推進事業費（交流協力推進事業））		
目的	「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」及び「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム（第5期）」に基づき行われる、友好・経済協力事業の基本的な方針等を協議するための諸会議を実施する。		
事業の概要	<p style="text-align: center;">【北海道側】</p> <p>1 サハリン州との提携に基づく会議</p> <p>○両知事定期会談（年2回）</p> <p>推進協議会合同会議（年1回）</p> <p>北海道側推進協議会（年2回）</p>	<p style="text-align: center;">【ロシア側】</p> <p>サハリン州知事</p> <p>道・サ州友好・経済協力推進協議会</p> <p>座長：北海道大学教授 副座長：道総合政策部ロシア担当局長 事務局長：道総合政策部国際課ロシア担当課長</p> <p>○構成員 ・道内友好交流団体 ・道内経済団体 ・大学・シンクタンク ・交流市町村等 ・道</p>	<p>提携合意事項推進協議会</p> <p>協議会長：サハリン大学学長</p> <p>事務局長扱：サハリン州政府国際関係所管幹部職員</p> <p>○分科会 交流推進：政府職員 関係団体等代表者 経済協力：政府職員 関係団体等代表者</p>
	<p>2 「経済協力発展プログラム」に基づく事業の推進</p> <p>常設合同委員会定例会議（年1回） 常設合同委員会分野別部会（年1回） 北海道側委員会（年2回）</p>	<p>道・ロシア極東経済交流推進委員会</p> <p>委員長 北海道知事 副委員長 道商工会議所連合会会頭 委員 道内関係団体等代表者 事務局長 道総合政策部国際課ロシア担当課長</p> <p>[全体会議委員構成] 経済等各種団体・企業の他、国の機関、道、市町村等の81機関</p>	<p>ロシア連邦側委員会</p> <p>委員長：サハリン州知事 副委員長：沿海、ハバ、サ州の行政府副知事等 委員：関係団体等代表者 関係行政機関幹部職員 事務局長：在札幌サハリン州知事代表</p>
	<p>3 サハリンプロジェクト関係</p> <p>サハリン州側ワーキンググループとの両機関協議（1の合同会議で関連事項協議） 北海道側協議会（2の経済交流推進委員会等を通じ取組継続） ビジネス情報懇話会</p>	<p>サハリンプロジェクト北海道協議会</p> <p>会長 道商工会議所連合会常務理事 副会長 道総合政策部ロシア担当局長 事務局長 道総合政策部国際課ロシア担当課長</p> <p>構成員 各地域サハプロ関連団体協議会 道内経済団体 関係商社 国出先機関等 道関係部職員</p>	<p>サハリン側ワーキンググループ</p> <p>責任者 サハリン州政府幹部</p> <p>構成員 サハリン州政府幹部 連邦職員 関係団体代表者 自治体幹部</p>
道予算額	4,659 千円（H28 4,680 千円）		
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ		
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）		

事業名	国際交流推進費（サハリン州等ロシア極東地域友好・経済協力推進事業費（友好理解促進事業））	
目的	北海道・ロシア極東交流事業実行委員会（事務局：NPO法人北海道日本ロシア協会）が行う、道の対ロ施策に合致したロシア連邦サハリン州との友好交流事業に対し助成し、北海道としての対ロ交流の推進拡大を図る。	
事業の概要	事業名	北海道・サハリン州青少年交流事業（「青少年サハリン・北海道『体験・友情』の翼」）
	目的	北海道・サハリン州姉妹友好都市代表者会議（「北海道・サハリン州市民交流会議」）
	事業概要	北海道とサハリン州の次代を担う青少年の相互理解深化による両地域の友好関係の促進
	事業概要	青少年との交流、ホームステイ、記念植樹、スポーツ交流、野外研修、施設見学、行政機関表敬訪問、意見交換会等の実施
	開催日	友好交流、青少年交流の拡大促進、姉妹都市交流の展望と課題、提携の拡大に向けた取組、経済交流の拡大などについて協議
	開催日	平成29年7月（予定）
	開催場所	平成29年9月（予定）
	参加市町村等	ユジノサハリンスク市ほか（両地域で隔年毎に開催）
	参加人員	ユジノサハリンスク市（両地域で隔年毎に開催）
補助率	道側：道内の小中高大学生等 サ州側：青少年、引率者等	道側：市町村、道日ロ協会、友好団体等 サ州側：市町村、サハリン日本協会、企業等
道予算額	2,166 千円（H28 2,280 千円）	
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	国際交流推進費（サハリン州等ロシア極東地域友好・経済協力推進事業費（サハリン事務所維持運営費））	
目的	北海道とロシア連邦極東地域の友好及び経済交流の促進を図るため、ロシア連邦サハリン州ユジノサハリンスク市に設置した「北海道サハリン事務所」を運営する。	
事業の概要	○ 北海道サハリン事務所の概要	
	1 設置	平成13年1月
	2 所在地	ロシア連邦サハリン州ユジノサハリンスク市コムニスチチェスキー通り18「北海道センター」11（1階） TEL:+(7) 4242-24-71-29 FAX:+(7) 4242-24-75-53 HP: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/russia/russia/r-yuzhno/jimusho_index.htm
	3 体制	所長1名、主査1名、研修生（主査相当職）1名、現地スタッフ2名 計5名
	4 業務内容	(1) 現地情報の収集・提供 (2) 北海道情報の発信 (3) 各種交流事業の仲介 (4) 邦人訪問団等への対応 (5) 関係機関との連絡調整
	5 管轄地域	ロシア連邦極東3地域（サハリン州、沿海地方、ハバロフスク地方）
道予算額	16,510 千円（H28 16,510 千円）	
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	国際交流推進費（北海道・ロシア連邦地域間協力キックオフ事業）
目的	平成28年12月の日露首脳会談、サハリン州知事との会談等の結果を踏まえ、ロシア極東地域との交流の深化に加え欧露部等との交流に取り組むことにより、日露の幅広い関係強化と更なる経済交流の拡大につなげる。
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 日露経済交流拡大の機運を捉えたロシア欧露部等との交流の展開 2 これまでの取組を踏まえたサハリン州・ロシア極東大陸部との交流の深化・拡大 3 サハリン州と黒竜江省のこれまでの交流実績を活用した3地域交流の展開
道予算額	45,075 千円
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ / 国際交流室 国際交流グループ
備考	新規

事業名	ロシア極東地域ビジネス展開支援事業
目的	アドバイザー設置による新たな有望商品の発掘、フェアや商談会での市民・バイヤーの反応を踏まえ、現地で競争力を有する商品を選別、プロモーションや販売を実施することにより、進出意欲のある道内中小企業のロシアビジネスを官民共同によりワンストップで支援する。
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 有望道産食品の発掘（アドバイザー設置） <ul style="list-style-type: none"> ・現地小売状況、貿易実務、現地商習慣や法制度に通じたアドバイザーを設置し、進出意欲のある道内中小企業への初期相談を行うとともに、有望道産食品を発掘する。 2 競争力を有する食品の選別（フェア・商談会開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア極東地域で開催される食品展示会等でフェアを開催し、現地バイヤーとの商談会を実施し、現地で競争力を有する道産食品の選別を行う。
道予算額	27,503〔国庫補助金 22,002〕千円 （H28 31,074〔国庫補助金 24,859〕千円）
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	寒冷地適応型省エネ技術海外展開促進事業
目的	環境に優しい北海道の寒冷地適応型省エネ関連技術をロシア極東地域等に広め、環境・エネルギー関連産業の海外寒冷地への進出を促進するため、海外寒冷地における先駆的事業者の技術交流やセミナー開催を通じて、環境、エネルギー関連企業の市場拡大を図り、受注確保・拡大につなげ、電源地域の振興に資する。
事業の概要	<p>1 寒冷地適応型技術交流事業</p> <p>(1) 専門家による省エネ寒冷地技術導入に向けた現地調査 ロシア極東地域等に道内の寒冷地適応型食関連産業技術の専門家を派遣し、現地への導入に適した省エネ寒冷地型技術のモデルケースを提案</p> <p>(2) 先駆的事業者の招へい ロシア極東地域等から先駆的事業者等を招へいし、寒冷地の特性を活かした省エネ環境技術を有する施設などを視察</p> <p>2 寒冷地技術普及促進に向けたセミナー ロシア極東地域等において道内寒冷地技術の普及促進を図るセミナーを開催するとともに、道内においても道内事業者等向けに寒冷地適応型省エネ技術の海外展開に向けた講演等を実施</p>
道予算額	9,399〔国庫補助金 9,399〕千円 (H28 9,399〔国庫補助金 9,399〕千円)
担当課グループ	国際局 国際課 ロシアグループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)

事業名	旅券事務費														
目的	旅券（パスポート）の申請・発給事務を行う。														
事業の概要	<p>○旅券申請・発給事務 旅券申請・審査・交付等の渡航事務の処理を行う。 なお、パスポートセンターにおける旅券申請の受付、交付及び旅券作成業務については民間に委託。</p> <p>○市町村への権限移譲 平成18年度から旅券申請業務に係る市町村への権限移譲を実施しており、平成29年度末までに141市町村へ権限を移譲。</p> <p><旅券発給業務体制></p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[パスポートセンター(札幌)] B -- 申請受理 --> C[審査] C -- 旅券作成 --> D[交付] D --> E[申請者] B -- 申請書送付 --> F[振興局(除く石狩)] F -- 権限移譲済 市町村 --> B B -- 旅券送付 --> G[振興局(除く石狩)] G -- 権限移譲済 市町村 --> B subgraph HostComputer [外務省ホストコンピュータ] B end </pre> <p>※事務委託をしている市町村は除く</p> <p><旅券の発給状況> (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行数</th> <th>23年 (2011)</th> <th>24年 (2012)</th> <th>25年 (2013)</th> <th>26年 (2014)</th> <th>27年 (2015)</th> <th>28年 (2016)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>107,425</td> <td>112,212</td> <td>94,152</td> <td>88,179</td> <td>85,840</td> <td>98,811</td> </tr> </tbody> </table>	発行数	23年 (2011)	24年 (2012)	25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)		107,425	112,212	94,152	88,179	85,840	98,811
発行数	23年 (2011)	24年 (2012)	25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)									
	107,425	112,212	94,152	88,179	85,840	98,811									
道予算額	74,789〔証紙収入 42,588〕千円 (H28 77,594〔証紙収入 44,791〕千円)														
担当課グループ	国際局 国際課 パスポートグループ														
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)														

事業名	地域情報化推進対策費						
目的	北海道の情報化を総合的に推進するための連絡調整。						
事業の概要	<p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域情報化推進会議開催経費等</td> <td>地域情報化推進会議・北海道IT施策推進連絡会議の開催など、関係機関が連携して地域の情報化を総合的に推進する。</td> </tr> <tr> <td>北海道IT推進委員会運営経費</td> <td>情報化推進アドバイザーの提言・助言を受けながら、庁内関係部局との連携により情報化施策を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	地域情報化推進会議開催経費等	地域情報化推進会議・北海道IT施策推進連絡会議の開催など、関係機関が連携して地域の情報化を総合的に推進する。	北海道IT推進委員会運営経費	情報化推進アドバイザーの提言・助言を受けながら、庁内関係部局との連携により情報化施策を推進する。
区 分	内 容						
地域情報化推進会議開催経費等	地域情報化推進会議・北海道IT施策推進連絡会議の開催など、関係機関が連携して地域の情報化を総合的に推進する。						
北海道IT推進委員会運営経費	情報化推進アドバイザーの提言・助言を受けながら、庁内関係部局との連携により情報化施策を推進する。						
道予算額	2,010 千円 (H28 2,036 千円)						
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 情報企画グループ/地域情報化グループ						
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [拡充])						

事業名	電子自治体推進費（公的個人認証サービス運営事業）														
目的	申請・届出等の行政手続きにおいてインターネットを通じて行う際、第三者による情報の改ざんの防止、通信相手の確認等を行うため、公的な個人認証サービスを提供する。														
事業の概要	<p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>J-LIS</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 証明書発行申請者の本人確認 利用者署名検証符号の通知 (J-LIS) 電子証明書の申請者への提供 失効申請者の本人確認等 発行手数料徴収 (J-LISから委任) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 電子証明書発行手数料の徴収 (市町村へ委任) 電子証明書の発行 異動、失効情報の記録・保存 署名検証者に対する失効情報提供 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体及び利用者への情報提供、助言等 技術的基準の策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と国及びJ-LISとの間の連絡調整 運営費等経由負担 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体情報システム機構法に基づく運営負担金</td> <td>公的個人認証サービス運営経費</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体情報システム機構に対する負担金 (宝くじ交付金分)</td> <td>公的個人認証サービスに関する調査研究、技術開発等を47都道府県で負担する。</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	J-LIS	国	道	<ul style="list-style-type: none"> 証明書発行申請者の本人確認 利用者署名検証符号の通知 (J-LIS) 電子証明書の申請者への提供 失効申請者の本人確認等 発行手数料徴収 (J-LISから委任) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書発行手数料の徴収 (市町村へ委任) 電子証明書の発行 異動、失効情報の記録・保存 署名検証者に対する失効情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体及び利用者への情報提供、助言等 技術的基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と国及びJ-LISとの間の連絡調整 運営費等経由負担 	区 分	内 容	地方公共団体情報システム機構法に基づく運営負担金	公的個人認証サービス運営経費	地方公共団体情報システム機構に対する負担金 (宝くじ交付金分)	公的個人認証サービスに関する調査研究、技術開発等を47都道府県で負担する。
市町村	J-LIS	国	道												
<ul style="list-style-type: none"> 証明書発行申請者の本人確認 利用者署名検証符号の通知 (J-LIS) 電子証明書の申請者への提供 失効申請者の本人確認等 発行手数料徴収 (J-LISから委任) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書発行手数料の徴収 (市町村へ委任) 電子証明書の発行 異動、失効情報の記録・保存 署名検証者に対する失効情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体及び利用者への情報提供、助言等 技術的基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と国及びJ-LISとの間の連絡調整 運営費等経由負担 												
区 分	内 容														
地方公共団体情報システム機構法に基づく運営負担金	公的個人認証サービス運営経費														
地方公共団体情報システム機構に対する負担金 (宝くじ交付金分)	公的個人認証サービスに関する調査研究、技術開発等を47都道府県で負担する。														
道予算額	62,506 [収益事業収入 10,374] 千円 (H28 51,061 [収益事業収入 10,240] 千円)														
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 地域情報化グループ														
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])														

事業名	情報システム推進費（情報システム全体最適化の取組）																								
目的	庁内情報システム全体最適化の取組を効率的・効果的に進める。																								
事業の概要	<p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムを効率的に管理する。 <p>（管理するシステム）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名(業務名)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電子自治体共同システム</td> <td>道及び市町村が共同で構築した電子自治体共同システムの運用を行う</td> </tr> <tr> <td>電子調達システム</td> <td>公共工事等の調達手続に係る受発注者のコスト縮減、事業執行の迅速化・効率化及び入札の透明性の向上を図る</td> </tr> <tr> <td>大型汎用機等による処理業務</td> <td>道における各種行政事務を効率的に処理するため、大型汎用機等を利用した事務処理を行う</td> </tr> <tr> <td>総合行政ネットワーク(LGWAN)</td> <td>全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWANの運用を行う</td> </tr> <tr> <td>道庁行政情報ネットワーク(庁内LAN)</td> <td>電子メール、インターネットなどのサービスを提供する庁内LAN等の維持運用及びネットワーク機器等の更新整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア資産管理ツール</td> <td>資産管理ツールを利用し、ソフトウェア資産の適正かつ効率的な管理を行う</td> </tr> <tr> <td>その他のシステム(他部等所管)</td> <td>北海道例規データベース、総合文書管理システム、人材ネット21北海道、文書館公文書管理システム、農協経営健全化支援システム、会議録検索システム、北海道議会中継配信システム、北海道議会議員情報通信システム、北海道職員等採用試験に係る情報処理システム、教育人事給与システム、教育情報通信ネットワーク(ほっかいどうスクールネット)、北海道立図書館情報システム、北海道生涯学習情報提供システム(まなびネット)、北海道公立学校校務支援システム</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 情報化推進アドバイザーの設置 情報システム全体最適化の取組において、専門知識やノウハウを必要とする業務に対し、技術的支援を受ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全取組共通事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムに対する助言等 ・ 全体最適化マネジメント全般に対する支援 </td> </tr> <tr> <td>ネットワーク統合 サーバ全体最適化 大型汎用機最適化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合したネットワーク管理への助言 ・ サーバ全体最適化への助言 ・ 大型汎用機最適化への助言 </td> </tr> <tr> <td>個別システム最適化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム診断の実施 ・ 調達仕様書の作成支援 </td> </tr> </tbody> </table>	システム名(業務名)	内 容	北海道電子自治体共同システム	道及び市町村が共同で構築した電子自治体共同システムの運用を行う	電子調達システム	公共工事等の調達手続に係る受発注者のコスト縮減、事業執行の迅速化・効率化及び入札の透明性の向上を図る	大型汎用機等による処理業務	道における各種行政事務を効率的に処理するため、大型汎用機等を利用した事務処理を行う	総合行政ネットワーク(LGWAN)	全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWANの運用を行う	道庁行政情報ネットワーク(庁内LAN)	電子メール、インターネットなどのサービスを提供する庁内LAN等の維持運用及びネットワーク機器等の更新整備を行う。	ソフトウェア資産管理ツール	資産管理ツールを利用し、ソフトウェア資産の適正かつ効率的な管理を行う	その他のシステム(他部等所管)	北海道例規データベース、総合文書管理システム、人材ネット21北海道、文書館公文書管理システム、農協経営健全化支援システム、会議録検索システム、北海道議会中継配信システム、北海道議会議員情報通信システム、北海道職員等採用試験に係る情報処理システム、教育人事給与システム、教育情報通信ネットワーク(ほっかいどうスクールネット)、北海道立図書館情報システム、北海道生涯学習情報提供システム(まなびネット)、北海道公立学校校務支援システム	区 分	内 容	全取組共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムに対する助言等 ・ 全体最適化マネジメント全般に対する支援 	ネットワーク統合 サーバ全体最適化 大型汎用機最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合したネットワーク管理への助言 ・ サーバ全体最適化への助言 ・ 大型汎用機最適化への助言 	個別システム最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム診断の実施 ・ 調達仕様書の作成支援
システム名(業務名)	内 容																								
北海道電子自治体共同システム	道及び市町村が共同で構築した電子自治体共同システムの運用を行う																								
電子調達システム	公共工事等の調達手続に係る受発注者のコスト縮減、事業執行の迅速化・効率化及び入札の透明性の向上を図る																								
大型汎用機等による処理業務	道における各種行政事務を効率的に処理するため、大型汎用機等を利用した事務処理を行う																								
総合行政ネットワーク(LGWAN)	全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWANの運用を行う																								
道庁行政情報ネットワーク(庁内LAN)	電子メール、インターネットなどのサービスを提供する庁内LAN等の維持運用及びネットワーク機器等の更新整備を行う。																								
ソフトウェア資産管理ツール	資産管理ツールを利用し、ソフトウェア資産の適正かつ効率的な管理を行う																								
その他のシステム(他部等所管)	北海道例規データベース、総合文書管理システム、人材ネット21北海道、文書館公文書管理システム、農協経営健全化支援システム、会議録検索システム、北海道議会中継配信システム、北海道議会議員情報通信システム、北海道職員等採用試験に係る情報処理システム、教育人事給与システム、教育情報通信ネットワーク(ほっかいどうスクールネット)、北海道立図書館情報システム、北海道生涯学習情報提供システム(まなびネット)、北海道公立学校校務支援システム																								
区 分	内 容																								
全取組共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムに対する助言等 ・ 全体最適化マネジメント全般に対する支援 																								
ネットワーク統合 サーバ全体最適化 大型汎用機最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合したネットワーク管理への助言 ・ サーバ全体最適化への助言 ・ 大型汎用機最適化への助言 																								
個別システム最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム診断の実施 ・ 調達仕様書の作成支援 																								
道予算額	1,556,731 千円 (H28 1,628,075 千円)																								
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 情報システムグループ/地域情報化グループ/情報基盤グループ																								
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)																								

事業名	情報システム推進費（社会保障・税番号制度に係るシステム推進事業）	
目的	社会保障・税番号制度関連法に対応するために、宛名連携サーバーの運用保守を行う。	
事業の概要	○事業内容	
	区 分	内 容
	本番運用に向けた環境整備	・情報連携のための副本登録（庁内関係システムとの調整） ・本番用マスターデータの取得、適用など
宛名連携サーバーの運用・管理	・システムの運用（システム監視、各種設定、不正アクセス対策など） ・システムの管理（ハードウェア管理・点検、障害時対応など）	
道予算額	19,261 千円（H28 24,947 千円）	
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 情報システムグループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	情報システム推進費（調査統計業務支援システム運用事業）	
目的	市町村を対象とした調査統計業務について、（総合）振興局における中間処理業務を減量化し、業務の効率化を図る。	
事業の概要	○事業内容 調査統計業務支援システムの運用・保守	
	○システムの概要	
	システム名	内 容
調査統計業務支援システム	市町村を対象とした調査統計業務について、総合行政ネットワーク（L GWAN）上に共有ファイルサーバーを構築し、本庁・（総合）振興局・市町村間のデータの受け渡しにかかる負担軽減や迅速化、情報の共有化を図る。	
道予算額	10,294 千円（H28 10,123 千円）	
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 地域情報化グループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	情報システム推進費（地域をつなげるネットワーク推進事業）	
目的	地方創生の取組を効果的に進めるため、道と市町村の密接な情報共有を図る。	
事業の概要	○事業内容 道と市町村の連携を推進するために構築したITを活用したネットワークの運用保守を行う。	
	○システムの概要	
	システム名	内 容
地域をつなげるネットワークシステム	地域連携による施策立案等の強化や効率化のため、道と市町村の情報のワンストップ利用のためのデータベース化及びカタログ機能や電子掲示板、WEB会議機能等を備えるもの。	
道予算額	4,860 千円（H28 4,860 千円）	
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 地域情報化グループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	情報システム推進費（道情報システムセキュリティ強靱化事業）						
目的	マイナンバー制度における情報提供ネットワークの稼働を見据え、個人情報の流出防止を図るため情報システムのセキュリティの強靱化を図る。						
事業の概要	<p>○事業内容 セキュリティの強靱化を図った情報システムの運用保守を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット分離</td> <td>セキュリティを確保するため、全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、両システム間で無害化通信を行うための仮想化環境やサーバの保守運用を行う。</td> </tr> <tr> <td>自治体情報セキュリティクラウド</td> <td>道と市町村等においてインターネット接続口を集約し、ウイルスの侵入防止や検知など、高度な監視を行うセキュリティクラウドの保守運用を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	インターネット分離	セキュリティを確保するため、全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、両システム間で無害化通信を行うための仮想化環境やサーバの保守運用を行う。	自治体情報セキュリティクラウド	道と市町村等においてインターネット接続口を集約し、ウイルスの侵入防止や検知など、高度な監視を行うセキュリティクラウドの保守運用を行う。
区 分	内 容						
インターネット分離	セキュリティを確保するため、全国の地方公共団体を相互に結んだ行政専用のネットワークであるLGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、両システム間で無害化通信を行うための仮想化環境やサーバの保守運用を行う。						
自治体情報セキュリティクラウド	道と市町村等においてインターネット接続口を集約し、ウイルスの侵入防止や検知など、高度な監視を行うセキュリティクラウドの保守運用を行う。						
道予算額	229,303 千円（H27⑤ 1,907,062〔国庫補助金等 461,078〕千円）						
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 地域情報化グループ／情報基盤グループ						
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）						

事業名	通信管理費														
目的	通信基盤の整備及び運用管理を行う。														
事業の概要	<p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災無線電話管理費</td> <td>・北海道総合行政情報ネットワークにおける地上系中継局、衛星系端末局や防災光回線設備の保守管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>北海道総合行政情報ネットワーク改修事業費（幹線系）</td> <td>・北海道総合行政情報ネットワークの老朽更新整備に伴い、（総合）振興局の電話交換設備及び本庁、（総合）振興局のマイクロ無線設備の更新を行う。</td> </tr> <tr> <td>有線電話管理費</td> <td>・有線電話の整備や電話交換機設備保守点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>蓄電池更新経費</td> <td>・北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策として、無停電電源装置等の蓄電池の更新を行う。</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム運営費</td> <td>・本庁、（総合）振興局及び東京事務所等を結ぶテレビ会議システムを運用する。</td> </tr> <tr> <td>衛星車載局関係経費</td> <td>・災害時における現場からの映像や音声、FAX伝送が可能な衛星車載局の運行及び保守管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	防災無線電話管理費	・北海道総合行政情報ネットワークにおける地上系中継局、衛星系端末局や防災光回線設備の保守管理を行う。	北海道総合行政情報ネットワーク改修事業費（幹線系）	・北海道総合行政情報ネットワークの老朽更新整備に伴い、（総合）振興局の電話交換設備及び本庁、（総合）振興局のマイクロ無線設備の更新を行う。	有線電話管理費	・有線電話の整備や電話交換機設備保守点検を行う。	蓄電池更新経費	・北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策として、無停電電源装置等の蓄電池の更新を行う。	テレビ会議システム運営費	・本庁、（総合）振興局及び東京事務所等を結ぶテレビ会議システムを運用する。	衛星車載局関係経費	・災害時における現場からの映像や音声、FAX伝送が可能な衛星車載局の運行及び保守管理を行う。
事業名	内 容														
防災無線電話管理費	・北海道総合行政情報ネットワークにおける地上系中継局、衛星系端末局や防災光回線設備の保守管理を行う。														
北海道総合行政情報ネットワーク改修事業費（幹線系）	・北海道総合行政情報ネットワークの老朽更新整備に伴い、（総合）振興局の電話交換設備及び本庁、（総合）振興局のマイクロ無線設備の更新を行う。														
有線電話管理費	・有線電話の整備や電話交換機設備保守点検を行う。														
蓄電池更新経費	・北海道総合行政情報ネットワークの停電時対策として、無停電電源装置等の蓄電池の更新を行う。														
テレビ会議システム運営費	・本庁、（総合）振興局及び東京事務所等を結ぶテレビ会議システムを運用する。														
衛星車載局関係経費	・災害時における現場からの映像や音声、FAX伝送が可能な衛星車載局の運行及び保守管理を行う。														
道予算額	2,117,259 千円（H28 1,011,098 千円）														
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 通信基盤グループ														
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～マイク無線整備 継続〔拡充〕、左記以外 継続〔現状維持〕）														

事業名	情報通信格差対策事業費補助金(移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金)																																													
目的	地域間の情報格差の是正を行い、地域住民の生活に密着した情報通信基盤を整備するため、市町村が行う移動通信用鉄塔などの整備及び過疎債等の償還金に対し補助する。																																													
事業の概要	<p>○事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体</th> <th>区分</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市町村</td> <td>施設整備補助</td> <td>国 1/2(受益世帯100未満の場合2/3)</td> <td>鉄塔、局舎、無線設備等</td> </tr> <tr> <td>償還金補助※</td> <td>道 41分の6.3(過疎債の場合) 道 55分の6(辺地債の場合)</td> <td>移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債または辺地債の元利償還費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H24年度新規事業</p> <p>○事業実施状況(市町村数・H23年度以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>(H29内訳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備補助</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>陸別町、平取町</td> </tr> <tr> <td>償還金補助</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>湧別町、津別町、浦河町、浦幌町、足寄町、西興部村、小平町</td> </tr> </tbody> </table>								事業主体	区分	負担割合	補助対象経費	市町村	施設整備補助	国 1/2(受益世帯100未満の場合2/3)	鉄塔、局舎、無線設備等	償還金補助※	道 41分の6.3(過疎債の場合) 道 55分の6(辺地債の場合)	移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債または辺地債の元利償還費	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(H29内訳)	施設整備補助	4	0	0	0	2	1	2	陸別町、平取町	償還金補助	—	2	4	4	4	6	7	湧別町、津別町、浦河町、浦幌町、足寄町、西興部村、小平町
事業主体	区分	負担割合	補助対象経費																																											
市町村	施設整備補助	国 1/2(受益世帯100未満の場合2/3)	鉄塔、局舎、無線設備等																																											
	償還金補助※	道 41分の6.3(過疎債の場合) 道 55分の6(辺地債の場合)	移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債または辺地債の元利償還費																																											
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(H29内訳)																																						
施設整備補助	4	0	0	0	2	1	2	陸別町、平取町																																						
償還金補助	—	2	4	4	4	6	7	湧別町、津別町、浦河町、浦幌町、足寄町、西興部村、小平町																																						
道予算額	97,039〔国費補助金 95,161〕千円 (H28 12,639〔国費補助金 10,666〕千円)																																													
担当課グループ	情報統計局 情報政策課 地域情報化グループ																																													
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)																																													

事業名	統計調整費							
事業の概要	<p>○統計事務管理研修費 統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、地方統計機能の充実強化に資する。</p> <p>○統計調査員確保対策委託費 統計調査員の選任が困難になっている現状を改善するため、統計調査員の希望者を登録し、統計調査員の確保とその資質の向上を図る。</p> <p>○諸費 統計機構の維持・整備に要する経費</p>							
道予算額	19,301〔委託金 19,301〕千円 (H28 17,342〔委託金 17,342〕千円)							
担当課グループ	情報統計局 統計課 企画情報グループ							
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)							

事業名	委託統計費							
事業の概要	<p>○総務省統計調査費 平成29年就業構造基本調査費、経済センサス経費(調査区管理)、労働力調査費、小売物価統計調査費、家計調査費、個人企業経済調査費、平成30年住宅・土地統計調査単位区設定</p> <p>○文部科学省統計調査費 教育統計調査費</p> <p>○厚生労働省統計調査費 毎月勤労統計調査費</p> <p>○経済産業省統計調査費 商業統計調査費、工業統計調査費、生産動態統計調査費、商業動態統計調査費</p>							
道予算額	461,865〔委託金 461,865〕千円 (H28 746,089〔委託金 746,089〕千円)							
担当課グループ	情報統計局 統計課 生活統計グループ/経済統計グループ/労働統計グループ							
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)							

事業名	地域政策総合推進費（地域政策立案形成費）	
目的	市町村との緊密な連携・協働により、地域に根ざした政策を企画立案するため、振興局と市町村との協働政策検討等を実施する。	
事業の概要	・振興局と市町村との協働政策検討会開催費	
	区分	内容
	概要	振興局と市町村が連携・協働により取り組む事業のブラッシュアップや新たな連携・協働事業の企画検討
	開催形式	振興局の単位を基本として開催
	回数	年間2回程度（各振興局が設定）
	検討事項	各振興局と市町村の連携・協働事業のブラッシュアップと新事業の検討
	参集範囲	振興局、市町村職員（必要に応じて講師等を招聘）
	効果	①地方創生を推進するための振興局と市町村との連携協力関係の構築 ②検討結果について振興局と市町村の連携・協働事業へ積極的に反映
	・札幌市と道・道内市町村との連携促進	
	区分	ぐるっと地域訪問の実施
内容	連携事業に前向きな市町村に対し、札幌市と道の職員が直接赴き、具体的な検討を進めることで、新たな連携に向けた取組を促進する	札幌市の都市機能の活用方法を理解することにより、札幌市と振興局による新たな連携に向けた取組を創造する
道予算額	1,117 千円（H28 1,228 千円）	
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 地域調整グループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	地域政策総合推進費（地域連携推進費）		
目的	「連携地域別政策展開方針（H28.8策定）」を着実に推進するため、国、市町村や地域の多様な主体から構成される地域づくり連携会議を開催し、地域づくりの推進等に関して幅広く議論を行う。		
事業の概要	区分	目的	内容
	政策展開方針推進費	連携地域ごとに策定した「連携地域別政策展開方針」の推進管理に係る諸調整	①市町村、地域関係者及び連携地域を構成する振興局間での調整 ②地域重点政策ユニットの効果的な推進のための調整（本庁及び振興局、市町村との諸調整） ③政策提案に係る調整（本庁施策・予算への反映などきめ細かなフォローアップ）
	地域づくり連携会議費	連携地域別政策展開方針の推進管理や地域づくりについて幅広い議論を行う場として設置した「地域づくり連携会議」を開催	①本会議 2回程度 ②幹事会 2回程度 ※方針の実効性確保のため、幹事会を開催し、きめ細かな進捗管理実施 ・地域の現状や課題について認識等の共有 ・地域重点政策ユニットの取組実績やKPIの達成状況などの進捗状況を踏まえた今後の取組方向（道施策・予算への反映を図るべき事項等を含む）を検討
道予算額	5,986 千円（H28 6,824 千円）		
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 地域調整グループ		
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）		

事業名	地域政策総合推進費（地域政策推進事業費）				
目的	総合振興局・振興局自らが地域と連携のもと、地域に根ざした政策を企画・立案実施することにより、個性ある地域づくりを推進する。				
事業の概要	○事業内容				
	区分	事業内容	事業採択	予算額	備考
	地域創生推進事業	・北海道創生総合戦略を推進 ・様々な課題に対し、地域と連携して機動的に対応	振興局	180,000	
	地域政策コラボ事業	・振興局が市町村と協働してプロジェクトに取り組む	振興局	82,128	
	地域の連携強化・政策形成支援	・地域課題に対する市町村及び振興局政策形成支援 ・まちづくりコンシェルジュ など	—	6,000	
	合 計		268,128		
道予算額	268,128〔基金繰入金 2,756〕千円（H28 195,000〔基金繰入金 4,045〕千円）				
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 地域調整グループ 地域政策課 地域政策グループ/集落対策・地域活力グループ				
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）				

事業名	地域政策総合推進費（青函圏交流・連携促進費）				
目的	青函圏が一体となった経済文化圏の形成を目指して、「青函圏交流・連携推進会議」により策定された「青函圏交流・連携ビジョン」に基づき、多様な主体と連携しながら、道南地域と青森県との交流・連携を推進する。				
事業の概要	○ 推進会議が主体となり、「青函圏交流・連携ビジョン」の推進に向けた普及啓蒙活動などを進める。				
	○ ビジョンに盛り込まれた具体の取組については、青函圏の各種団体、企業、行政など多様な主体が協力・連携して推進する。				
	○ 道は推進会議の構成団体として協議会が行う経常的活動に対し負担金を支出する。				
道予算額	360 千円（H28 378 千円）				
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 地域戦略グループ				
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）				

事業名	「北海道創生総合戦略」推進事業費				
目的	産官学資金等の多様な主体との連携のもと、的確なPDCAサイクルに基づき、「北海道創生総合戦略」の実効性ある推進を図る。				
事業の概要	○関係団体の代表者や有識者等で構成する協議会において、「北海道創生総合戦略」の推進に向けた協議や検証を行う。				
	○戦略の推進や検証等に当たって必要となる各種調査を実施する。				
	○地方創生の深化のための新たな資金調達手段である「企業版ふるさと納税」を活用するため、道外企業へのPR（依頼・相談）を実施する				
道予算額	3,176 千円（H28 3,176 千円）				
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 地域創生グループ				
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）				

事業名	地方創生対策推進費
目的	国の「地方創生推進交付金」を活用し、「北海道創生総合戦略」に基づく取組を推進する。
事業の概要	事業概要については別添1（84～86ページ記載）のとおり。 ※平成28年度の繰越事業である「地方創生拠点整備交付金」については別添2（87ページ記載）のとおり。
道予算額	1,019,540〔国庫補助金 509,764〕千円（H28 844,284〔国庫補助金 422,138〕千円）
担当課グループ	地域創生局 地域戦略課 プロジェクト推進グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	地域政策総合推進費（ふるさと寄附金促進事業費）
目的	ふるさと北海道の発展を願う個人又は団体からの寄附金を、「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、寄附金の管理の明確化を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふるさと寄附金」制度は平成20年度から開始。都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限に、原則として、所得税と合わせて全額が控除されるもの。 ○ 道は、制度開始に伴い、寄せられた「ふるさと寄附金」の管理の明確化を図るため、「北海道ふるさと寄附基金」を設置（平成20年度）。 ○ 納付された寄附金は、「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、翌年度の地域政策推進事業及び北海道150年事業に活用。 ○ 寄附者への謝意を表すとともに、北海道の魅力発信を行うため、返礼品を平成28年度から導入。 （返礼品の種別） 道内市町村関係施設の利用券又はイベント参加券、道立施設の利用券、北海道関連グッズ、特産品（北のハイグレード食品） ○ 寄附者に対しての利便性向上のため、納付書での収納に加え、コンビニや道外郵便局での収納及びインターネットを利用したクレジットカード収納を実施。
道予算額	1,247〔財産運用収入 10〕千円（H28 1,247〔財産運用収入 10〕千円）
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 地域政策グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	地域づくり推進費（地域力向上サポート事業費）
目的	地域住民や市町村などの主体的な取組に係る連絡・相談体制を定着させるとともに、市町村の枠にとらわれない主体間連携や広範囲での事業実施など、広域的な展開を進める取組に対し、専門家や大学などとの連携のもと、効果的にサポートし、多様な主体が連携・協働して地域の課題を解決していく「地域力」の向上を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内推進体制による「地域力」の育成・向上に向けた施策の総合的な推進・管理 庁内推進体制を活用して、「地域力」の育成・向上に関連する施策等の把握や情報交換などを通じて、施策の効率的・効果的な推進・管理を行う。 ○ 情報収集・発信 地域力の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など地域力に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、地域力向上に向けた全道的な取組を促進する。
道予算額	773 千円（H28 860 千円）
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 集落対策・地域活力グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	地域づくり推進費（地域づくり総合交付金）																																																																																																																							
目的	北海道地域振興条例（平成21年4月施行）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、総合振興局長・振興局長が各事業区分ごとに交付金を交付する。																																																																																																																							
事業の概要	<p>【事業区分】</p> <p>1 地域づくり推進事業～市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に対し交付金を交付する。</p> <p>2 特定課題対策事業～全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的として市町村等が取り組む事業に対し交付金を交付する。</p> <p>3 市町村連携地域モデル事業～北海道型地域自律圏の形成に向け、国の定住自立圏の活用が困難な地域等を対象に、市町村が連携して新たに行う広域的な取組に対し交付金を交付する。</p> <p>【交付対象者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">交付対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 地域づくり推進事業</td> <td>(1) 一般事業</td> <td colspan="2">市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等、総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業</td> <td colspan="2">市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 地域産業基盤整備事業</td> <td>ア 小規模土地改良事業</td> <td colspan="2">市町村、土地改良区、農業協同組合、総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td> </tr> <tr> <td>イ 小規模林道整備事業</td> <td colspan="2">市町村、森林組合</td> </tr> <tr> <td>ウ 小規模治山事業</td> <td colspan="2">市町村</td> </tr> <tr> <td>エ 船揚場整備事業</td> <td colspan="2">市町村</td> </tr> <tr> <td>(4) エゾシカ緊急対策事業</td> <td colspan="2">市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）</td> </tr> <tr> <td>(5) 集落維持・活性化促進事業</td> <td colspan="2">市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等</td> </tr> <tr> <td>2 特定課題対策事業</td> <td colspan="2">市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、知事が適当と認める団体を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>3 市町村連携地域モデル事業</td> <td colspan="2">市町村、複数の市町村で構成する協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【交付金の限度額、交付率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th colspan="2">交付金の額</th> <th rowspan="2">交付率</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>上限額</th> <th>下限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1 地域づくり推進事業</td> <td rowspan="4">一般事業</td> <td rowspan="2">ハード系事業</td> <td>単一市町村</td> <td>1億円</td> <td rowspan="2">500万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ソフト系事業</td> <td>単一市町村</td> <td>500万円</td> <td rowspan="2">50万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td> <td>1,000万円 300万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">福祉振興・介護保険基盤整備事業</td> <td>—</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域産業基盤整備事業</td> <td colspan="2">小規模土地改良事業</td> <td>400万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小規模林道整備事業</td> <td colspan="2">実施事業ごとに別に定める</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小規模治山事業</td> <td>—</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">船揚場整備事業</td> <td>1,000万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">エゾシカ緊急対策事業</td> <td>別に定める</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">集落維持・活性化促進事業</td> <td rowspan="2">ハード系事業</td> <td>単一市町村</td> <td>1億円</td> <td rowspan="4">50万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ソフト系事業</td> <td>単一市町村</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 特定課題対策事業</td> <td rowspan="2">ハード系事業</td> <td>単一市町村</td> <td>1億円</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>ソフト系事業</td> <td>市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体</td> <td>2,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>3 市町村連携地域モデル事業</td> <td colspan="2"></td> <td>1市町村あたり500万円</td> <td>—</td> <td>定額交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合振興局長・振興局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しない。（エゾシカ緊急対策事業を除く）</p>			区 分		交付対象者		1 地域づくり推進事業	(1) 一般事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等、総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。		(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、一部事務組合及び広域連合		(3) 地域産業基盤整備事業	ア 小規模土地改良事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、総合振興局長・振興局長が適当と認める者		イ 小規模林道整備事業	市町村、森林組合		ウ 小規模治山事業	市町村		エ 船揚場整備事業	市町村		(4) エゾシカ緊急対策事業	市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）		(5) 集落維持・活性化促進事業	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等		2 特定課題対策事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、知事が適当と認める団体を対象とする。		3 市町村連携地域モデル事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会		区 分			交付金の額		交付率				上限額	下限額	1 地域づくり推進事業	一般事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	500万円	一部事務組合、広域連合	2億円	ソフト系事業	単一市町村	500万円	50万円	一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長・振興局長が適当と認める者	1,000万円 300万円	福祉振興・介護保険基盤整備事業			—	50万円	地域産業基盤整備事業	小規模土地改良事業		400万円	50万円	小規模林道整備事業		実施事業ごとに別に定める		小規模治山事業		—	500万円	船揚場整備事業		1,000万円	100万円	エゾシカ緊急対策事業			別に定める	1万円	集落維持・活性化促進事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	50万円	一部事務組合、広域連合	2億円	ソフト系事業	単一市町村	500万円	一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等	1,000万円	2 特定課題対策事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	1,000万円	一部事務組合、広域連合	2億円	ソフト系事業	市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2,000万円	500万円	3 市町村連携地域モデル事業			1市町村あたり500万円	—	定額交付
区 分		交付対象者																																																																																																																						
1 地域づくり推進事業	(1) 一般事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等、総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。																																																																																																																						
	(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、一部事務組合及び広域連合																																																																																																																						
	(3) 地域産業基盤整備事業	ア 小規模土地改良事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、総合振興局長・振興局長が適当と認める者																																																																																																																					
		イ 小規模林道整備事業	市町村、森林組合																																																																																																																					
		ウ 小規模治山事業	市町村																																																																																																																					
		エ 船揚場整備事業	市町村																																																																																																																					
(4) エゾシカ緊急対策事業	市町村及びエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）																																																																																																																							
(5) 集落維持・活性化促進事業	市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等																																																																																																																							
2 特定課題対策事業	市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、知事が適当と認める団体を対象とする。																																																																																																																							
3 市町村連携地域モデル事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会																																																																																																																							
区 分			交付金の額		交付率																																																																																																																			
			上限額	下限額																																																																																																																				
1 地域づくり推進事業	一般事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	500万円																																																																																																																			
			一部事務組合、広域連合	2億円																																																																																																																				
		ソフト系事業	単一市町村	500万円	50万円																																																																																																																			
			一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長・振興局長が適当と認める者	1,000万円 300万円																																																																																																																				
	福祉振興・介護保険基盤整備事業			—	50万円																																																																																																																			
	地域産業基盤整備事業	小規模土地改良事業		400万円	50万円																																																																																																																			
		小規模林道整備事業		実施事業ごとに別に定める																																																																																																																				
		小規模治山事業		—	500万円																																																																																																																			
		船揚場整備事業		1,000万円	100万円																																																																																																																			
	エゾシカ緊急対策事業			別に定める	1万円																																																																																																																			
集落維持・活性化促進事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	50万円																																																																																																																				
		一部事務組合、広域連合	2億円																																																																																																																					
	ソフト系事業	単一市町村	500万円																																																																																																																					
		一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等	1,000万円																																																																																																																					
2 特定課題対策事業	ハード系事業	単一市町村	1億円	1,000万円																																																																																																																				
		一部事務組合、広域連合	2億円																																																																																																																					
	ソフト系事業	市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2,000万円	500万円																																																																																																																				
3 市町村連携地域モデル事業			1市町村あたり500万円	—	定額交付																																																																																																																			
道予算額	4,500,000 千円（H28 4,400,000 千円）																																																																																																																							
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 地域政策グループ																																																																																																																							
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）																																																																																																																							

事業名	地域づくり推進費（構造改革特区・地域再生推進事業費）				
目的	国の「構造改革特区」や「地域再生」制度、「総合特区制度」やクラウドファンディングなどの事業実施の資金調達制度の活用に向けた、地域の特性を活かした主体的な取組を促進するとともに、知事権限に係る規制緩和を進める北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）の取組を推進し、本道地域経済の民間主導による自立型経済への転換を図る。				
事業の概要	○制度の概要				
		構造改革特区	地域再生計画	総合特区	北海道チャレンジパートナー特区
	内容	○区域内の「規制緩和」 ・地域限定の規制の特例措置 ・評価委員会の評価 ↓ 全国に展開	○「規制緩和」以外の以下の措置 ①地域再生法の認定制度に基づく特例措置 ・地域再生のための交付金の活用 ・地域再生のための利子補給金の支給 ・補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化 ②地域再生計画と連動した支援措置 ・「地域の知の拠点再生」等各プログラムに位置付けている支援措置 ・その他各プログラムに属さない支援措置	○複数の規制の特例措置に加え税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に実施 ・国際戦略総合特区 ・地域活性化総合特区	○道独自の各種規制 ・基準の緩和 ○補助対象施設の有効活用 ○道管理施設等の有効活用等
	根拠法令	○構造改革特別区域法（平成14年12月）	○地域再生法（平成17年4月）	○総合特別区域法（平成23年6月）	○北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）推進要綱（平成17年3月）
実績	認定件数 20件 (H29.3.31現在)	認定件数 130件 (H29.3.31現在)	認定件数 3件 ・国際戦略総合特区 1件 ・地域活性化総合特区 2件 (H29.3.31現在)	認定件数 5件 (H29.3.31現在)	
	○事業内容 ・各種特区制度及びクラウドファンディングの普及・啓発など ・国等との連絡調整				
道予算額	706 千円 (H28 783 千円)				
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 地域政策グループ				
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)				

事業名	地域づくり推進費（北の大地への交流・定住促進事業費）			
目的	本道への交流・定住の促進を図るための取組や、北海道版地域おこし協力隊として「北海道地域づくりサポート隊」を空知・後志総合振興局に配置し、広域的な地域づくり活動を実施			
事業の概要	○本道への移住を促進するため、関係機関との連携を強化する。			
	○広域的な地域づくり活動を実施するため、地域づくりサポート隊を空知・後志総合振興局に配置。			
	空知	空知産炭地域の活性化策「元気そらち！産炭地域活性化戦略」推進のため、そらち炭鉱（やま）の記憶マネジメントセンターと連携し、炭鉱関連施設等を活用したイベントの企画実施や情報発信、プロモーション等を行う。		
後志	しりべし空き家バンク協議会の活動に参画し、未活用の空き家発掘や所有者の相談対応、活用方法の提案、空き家を活用した地域活性化に資するイベントの企画等を行う。			
道予算額	10,481 千円 (H28 9,544 千円)			
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 移住交流グループ			
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)			

事業名	地域づくり推進費（道内避難者心のケア事業）
目的	避難生活の長期化に伴い、精神面や身体の不調を訴える避難者に対し、安心して避難生活を送っていただけるよう、避難者の心のケアに向けた取組を図る。
事業の概要	<p>○心のケアに関する情報提供 心の健康を保ち安心して避難生活を送るための様々な情報提供を実施</p> <p>○避難者の戸別訪問 孤立化が懸念される避難者宅を訪問、見守りを行うとともに、深刻な課題を抱える避難者については専門機関へ繋ぐ</p> <p>○避難者のための交流相談会 避難者の生活全般での困りごとの解決や、心の安定をサポートするため交流相談会を開催</p>
道予算額	21,339〔国庫補助金等 21,339〕千円（H28 27,816〔基金繰入金 27,816〕千円）
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 道外被災地支援グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

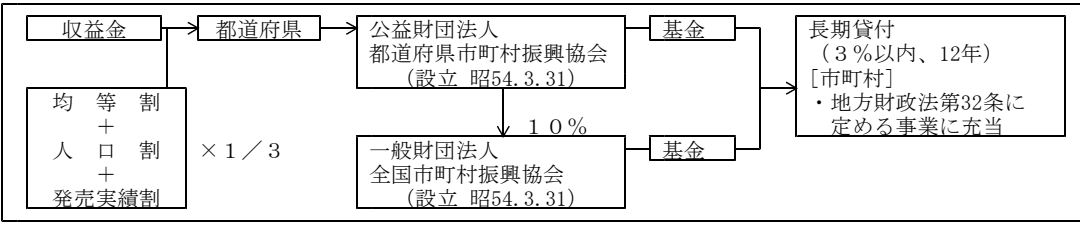
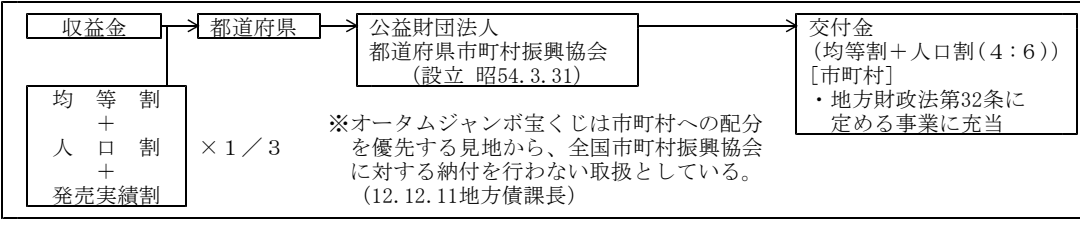
事業名	地域づくり推進費（道内避難者住宅支援事業）
目的	東日本大震災による道内避難者に対し、自立や生活再建に向け住宅確保を支援。
事業の概要	<p>○平成28年度末で住宅の無償供与が終了する世帯に対する補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への引越補助 公営住宅へ転居する世帯に対して、1世帯当たり5万円を補助 ・民間賃貸住宅等の家賃補助 民間賃貸住宅や雇用促進住宅等で避難を続ける世帯に対し、家賃等の1/2（月額上限15,000円）を補助
道予算額	20,000千円
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 道外被災地支援グループ
備考	新規

事業名	特定地域政策推進費（集落総合対策事業費）
目的	「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落対策の主体となる市町村や集落住民における取組の促進を図るとともに、民間が主体となった集落対策に関する先導的な取組を実施し、集落で抱える様々な課題の解決を図る。
事業の概要	<p>○集落総合対策事業費 集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究、困りごとを気軽に相談できるサロンや集落間の交流を深める場づくり等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落研究交流大会 集落対策に意欲的な集落の取組事例の発表などを通じて、他の集落住民との交流を深め全道的な取組となるよう全道大会を開催する。 ・集落地域リーダー養成講座 集落において中核的な存在となる人材や協議の場での活発な議論を積極的に誘導していく人材を育成する。 ・集落ネットワーク広場 集落対策に精通する専門家（有識者、NPO）など多様な人材のネットワークを構築するとともに、集落と専門家とのマッチングなどを図る。 ・集落問題研究会 集落問題の専門家等による有識者会議を開催し、集落問題に関する調査研究を実施する。
道予算額	2,467 千円（H28 2,741 千円）
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 集落対策・地域活力グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）

事業名	特定地域政策推進費（特定地域政策推進事業費）																								
目的	国の法律に基づき、過疎地域の自立促進、山村地域・半島地域・離島地域・豪雪地域の振興に向けた施策を推進し、条件不利地域の振興・発展を図る。																								
事業の概要	<p>○ 過疎地域自立促進費</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td> <td>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）※現行法の効力：平成32年度まで</td> </tr> <tr> <td>道内指定地域</td> <td>149市町村</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 過疎法に基づく道計画、市町村計画に係る実績把握 過疎法に基づく道方針、道計画、市町村計画の策定に関する関係機関との連絡調整 過疎法に基づく道方針、道計画の推進管理 </td> </tr> </table> <p>○ 山村振興対策推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td> <td>山村振興法（昭和40年法律第64号）※現行法の効力：平成36年度まで</td> </tr> <tr> <td>道内指定地域</td> <td>96団体（全部山村：68団体、一部山村：28団体）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 山村振興対策の推進状況等について現地調査・助言 山村振興計画等の推進管理に係る関係機関との連絡調整（策定・変更協議、実績把握など） 山村地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 </td> </tr> </table> <p>○ 半島振興対策推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td> <td>半島振興法（昭和60年法律第63号）※現行法の効力：平成36年度まで</td> </tr> <tr> <td>道内指定地域</td> <td>渡島半島：2市15町（函館市の一部を除く渡島総合振興局地域、奥尻町を除く檜山振興局地域） 積丹半島：6町2村（共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 半島振興計画の推進管理に係る関係機関との連絡調整 半島地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 </td> </tr> </table> <p>○ 離島振興対策推進費</p> <table border="1"> <tr> <td>根拠法</td> <td>離島振興法（昭和28年法律第72号）※現行法の効力：平成34年度まで</td> </tr> <tr> <td>道内指定地域</td> <td>5地域6島（6町：奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町、厚岸町）</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 離島振興計画の推進管理及び地域課題解決策の検討（北海道離島振興対策会議を活用して実施） 離島地域の振興に係る施策等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 </td> </tr> </table>	根拠法	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）※現行法の効力：平成32年度まで	道内指定地域	149市町村	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎法に基づく道計画、市町村計画に係る実績把握 過疎法に基づく道方針、道計画、市町村計画の策定に関する関係機関との連絡調整 過疎法に基づく道方針、道計画の推進管理 	根拠法	山村振興法（昭和40年法律第64号）※現行法の効力：平成36年度まで	道内指定地域	96団体（全部山村：68団体、一部山村：28団体）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 山村振興対策の推進状況等について現地調査・助言 山村振興計画等の推進管理に係る関係機関との連絡調整（策定・変更協議、実績把握など） 山村地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 	根拠法	半島振興法（昭和60年法律第63号）※現行法の効力：平成36年度まで	道内指定地域	渡島半島：2市15町（函館市の一部を除く渡島総合振興局地域、奥尻町を除く檜山振興局地域） 積丹半島：6町2村（共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 半島振興計画の推進管理に係る関係機関との連絡調整 半島地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 	根拠法	離島振興法（昭和28年法律第72号）※現行法の効力：平成34年度まで	道内指定地域	5地域6島（6町：奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町、厚岸町）	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興計画の推進管理及び地域課題解決策の検討（北海道離島振興対策会議を活用して実施） 離島地域の振興に係る施策等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加
根拠法	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）※現行法の効力：平成32年度まで																								
道内指定地域	149市町村																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎法に基づく道計画、市町村計画に係る実績把握 過疎法に基づく道方針、道計画、市町村計画の策定に関する関係機関との連絡調整 過疎法に基づく道方針、道計画の推進管理 																								
根拠法	山村振興法（昭和40年法律第64号）※現行法の効力：平成36年度まで																								
道内指定地域	96団体（全部山村：68団体、一部山村：28団体）																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 山村振興対策の推進状況等について現地調査・助言 山村振興計画等の推進管理に係る関係機関との連絡調整（策定・変更協議、実績把握など） 山村地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 																								
根拠法	半島振興法（昭和60年法律第63号）※現行法の効力：平成36年度まで																								
道内指定地域	渡島半島：2市15町（函館市の一部を除く渡島総合振興局地域、奥尻町を除く檜山振興局地域） 積丹半島：6町2村（共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町）																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 半島振興計画の推進管理に係る関係機関との連絡調整 半島地域の振興に係る財政、税制、金融上の措置等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 																								
根拠法	離島振興法（昭和28年法律第72号）※現行法の効力：平成34年度まで																								
道内指定地域	5地域6島（6町：奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町、厚岸町）																								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興計画の推進管理及び地域課題解決策の検討（北海道離島振興対策会議を活用して実施） 離島地域の振興に係る施策等の充実に向け、国や政府関係機関への要望活動 関係都府県及び市町村との情報交換・連携強化のため、全国的な協議会等へ参加 																								
道予算額	1,196 千円（H28 1,674 千円）																								
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 特定地域グループ																								
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）																								

事業名	特定地域政策推進費（離島振興対策事業費補助金）										
目的	本土に比較して価格差のある離島地域のプロパンガス運送経費について助成し、離島地域住民の生活の安定を図る。										
事業の概要	<table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>プロパンガス価格安定事業実施要綱（S49.11、改正H5.4、改正H14.4、改正H25.4）</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>離島町（奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町）</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送に要する経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>補助金額＝航路運送経費（運賃単価）×販売本数×1/2以内</td> </tr> </table>	根拠	プロパンガス価格安定事業実施要綱（S49.11、改正H5.4、改正H14.4、改正H25.4）	補助対象者	離島町（奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町）	補助対象経費	家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送に要する経費	補助率	1/2以内	補助金額	補助金額＝航路運送経費（運賃単価）×販売本数×1/2以内
根拠	プロパンガス価格安定事業実施要綱（S49.11、改正H5.4、改正H14.4、改正H25.4）										
補助対象者	離島町（奥尻町、羽幌町、礼文町、利尻町、利尻富士町）										
補助対象経費	家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送に要する経費										
補助率	1/2以内										
補助金額	補助金額＝航路運送経費（運賃単価）×販売本数×1/2以内										
道予算額	5,384 千円（H28 5,637 千円）										
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 特定地域グループ										
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）										

事業名	特定地域政策推進費（地域社会維持推進交付金）											
目的	「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（H29.4.1施行）」において「特定有人国境離島地域」に規定されている離島地域に対し、支援を行う。											
事業の概要	<table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（H29.4.1施行）」</td> </tr> <tr> <td>補助対象者</td> <td>国内一般旅客定期航路事業者、国内定期航空運送事業者</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>航路及び航空路の現行住民運賃からの引下げに要する経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>国 5.5/10、道 2.25/10以内</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>補助金額＝運賃引下げに要する経費×利用者数×7.75/10以内</td> </tr> </table>		根拠	「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（H29.4.1施行）」	補助対象者	国内一般旅客定期航路事業者、国内定期航空運送事業者	補助対象経費	航路及び航空路の現行住民運賃からの引下げに要する経費	補助率	国 5.5/10、道 2.25/10以内	補助金額	補助金額＝運賃引下げに要する経費×利用者数×7.75/10以内
根拠	「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（H29.4.1施行）」											
補助対象者	国内一般旅客定期航路事業者、国内定期航空運送事業者											
補助対象経費	航路及び航空路の現行住民運賃からの引下げに要する経費											
補助率	国 5.5/10、道 2.25/10以内											
補助金額	補助金額＝運賃引下げに要する経費×利用者数×7.75/10以内											
道予算額	99,752〔国庫補助金 62,099〕千円											
担当課グループ	地域創生局 地域政策課 特定地域グループ											
備考	新規											

事業名	市町村振興宝くじ交付金	
目的	「市町村振興宝くじ」における発売収益金と時効益金の全額を「公益財団法人 北海道市町村振興協会」に交付する。	
事業の概要	<p>○「市町村振興宝くじ（サマージャンボ）」（昭和54年度開始分、全国7月発売）</p>  <p>○「市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ（旧オータムジャンボ）」）（平成13年度開始分、全国10月発売）</p> 	
道予算額	2,773,000〔収益事業収入等 2,773,000〕千円（H28 2,662,000〔収益事業収入等 2,662,000〕千円）	
担当課グループ	地域主権・行政局 市町村課 行政グループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	住民基本台帳ネットワークシステム推進費																								
目的	平成11年の住民基本台帳法の改正により、市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り住民の利便性を向上させる「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)」が整備されたが、行政区域を越えた事務処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うため、ネットワークの安定的な稼働と万全なセキュリティを確保し適切な運営管理を図る。 (本人確認情報～氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号、付随情報)																								
事業の概要	<p>○住民基本台帳事務の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>従来の事務</th> <th>住基ネット関係事務</th> <th></th> <th>住基ネット関係事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載 転入元市町村長への通知 </td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 住民票記載事項への住民票コードの追加、通知 転入元市町村長への電気通信回線を通じた通知 住民票の記載の修正に係る知事への報告 </td> <td rowspan="3">北海道</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報保護に関する審議会の設置 条例に基づく道内市町村に対する本人確認情報の提供 条例に基づく道の知事以外の執行機関に対する本人確認情報の提供 </td> </tr> <tr> <td>町</td> </tr> <tr> <td>村</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①連絡調整会議</td> <td>・全都道府県(住基担当部長)で構成されており、当該システムの円滑な運営を図るために必要な各都道府県間の連絡調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>②市町村連絡会</td> <td>・北海道ネットワークの円滑な運営のための市町村との連絡調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>③担当者研修会</td> <td>・システムの運用に係る法令等の改正内容及び技術的事項(システム変更等に伴う処理等)を市町村に対して助言する。</td> </tr> <tr> <td>④個人情報セキュリティ講習会</td> <td>・行政の高度情報化が図られている中、住民の安心を確保するためには、個人情報保護を徹底し、十分なセキュリティ対策が必要である。特に個人情報を扱う職員のセキュリティ意識の向上が不可欠であり、恒常的に講習会を開催することにより啓蒙を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットワーク運営費 住民基本台帳ネットワークの安定的な稼働とセキュリティを確保し、適切な運用管理を図る。 				従来の事務	住基ネット関係事務		住基ネット関係事務	市	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載 転入元市町村長への通知 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票記載事項への住民票コードの追加、通知 転入元市町村長への電気通信回線を通じた通知 住民票の記載の修正に係る知事への報告 	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報保護に関する審議会の設置 条例に基づく道内市町村に対する本人確認情報の提供 条例に基づく道の知事以外の執行機関に対する本人確認情報の提供 	町	村	区分	内容	①連絡調整会議	・全都道府県(住基担当部長)で構成されており、当該システムの円滑な運営を図るために必要な各都道府県間の連絡調整を行う。	②市町村連絡会	・北海道ネットワークの円滑な運営のための市町村との連絡調整を行う。	③担当者研修会	・システムの運用に係る法令等の改正内容及び技術的事項(システム変更等に伴う処理等)を市町村に対して助言する。	④個人情報セキュリティ講習会	・行政の高度情報化が図られている中、住民の安心を確保するためには、個人情報保護を徹底し、十分なセキュリティ対策が必要である。特に個人情報を扱う職員のセキュリティ意識の向上が不可欠であり、恒常的に講習会を開催することにより啓蒙を図る。
	従来の事務	住基ネット関係事務		住基ネット関係事務																					
市	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載 転入元市町村長への通知 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票記載事項への住民票コードの追加、通知 転入元市町村長への電気通信回線を通じた通知 住民票の記載の修正に係る知事への報告 	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報保護に関する審議会の設置 条例に基づく道内市町村に対する本人確認情報の提供 条例に基づく道の知事以外の執行機関に対する本人確認情報の提供 																					
町																									
村																									
区分	内容																								
①連絡調整会議	・全都道府県(住基担当部長)で構成されており、当該システムの円滑な運営を図るために必要な各都道府県間の連絡調整を行う。																								
②市町村連絡会	・北海道ネットワークの円滑な運営のための市町村との連絡調整を行う。																								
③担当者研修会	・システムの運用に係る法令等の改正内容及び技術的事項(システム変更等に伴う処理等)を市町村に対して助言する。																								
④個人情報セキュリティ講習会	・行政の高度情報化が図られている中、住民の安心を確保するためには、個人情報保護を徹底し、十分なセキュリティ対策が必要である。特に個人情報を扱う職員のセキュリティ意識の向上が不可欠であり、恒常的に講習会を開催することにより啓蒙を図る。																								
道予算額	316,608 千円 (H28 296,378 千円)																								
担当課グループ	地域主権・行政局 市町村課 行政グループ																								
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)																								

事業名	市町村行財政運営調整費		
目的	市町村における公営企業の経営健全化や安定化対策等への支援、地方交付税検査や固定資産評価替えに係る事務事業の推進や市町村の定員管理適正化等に取り組むほか、地方公共団体金融機構からの融資事業調査等事務を受託し実施する。 また、道から市町村への事務・権限の移譲、広域連携、定住自立圏構想等の取組を円滑に進めることで、行政サービスの維持・向上を図るとともに、市町村行財政の効率化を促進するため、必要な支援を行う。		
事業の概要	<p>○病院事業等経営健全化支援費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院事業経営支援 ・赤字公営企業経営健全化支援 ・上下水道事業経営支援 ・新会計基準・法適用拡大対応支援 ・共通経費 <p>○地方交付税検査事務費</p> <p>○財務に係る実地調査事務費</p> <p>○固定資産評価替え支援推進事務費</p> <p>○市町村定員管理適正化支援事務費</p> <p>○市町村第三セクター運営支援事務費</p> <p>○市町村行財政統計調査費</p> <p>○地方公共団体金融機構事務費</p> <p>○普通交付税等算定費等</p> <p>○市町村広域行政推進費</p> <p>○夕張市財政再建に関する事務費</p> <p>○市町村合併・広域連携推進費</p>		
道予算額	26,390〔受託事業収入等 3,780〕千円 (H28 35,619〔受託事業収入 12,692〕千円)		
担当課グループ	地域主権・行政局 市町村課 行政グループ		
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕)		

事業名	夕張市財政再生支援対策費補助金
目的	夕張市の財政再建に向けた道の支援策として、夕張市が発行した再生振替特例債の利子負担の軽減を図るため、毎年度の利子償還額の一部について補助する。
事業の概要	○夕張市財政再生支援対策費補助金 夕張市に対し、再生振替特例債の利子（1.5%）の0.25%分を補助
道予算額	57,813 千円 （H28 63,281 千円）
担当課グループ	地域主権・行政局 市町村課 再生支援グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	自衛隊員募集費
目的	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第114条、第117条から第120条までの規定に基づき、都道府県が法定受託事務として処理することとされている自衛官等の募集事務について、その円滑な推進を図ることを目的とする。 なお、自衛官等募集事務に必要な経費として、自衛隊法第97条第3項の規定に基づき募集事務地方公共団体会委託費が交付される。
事業の概要	○自衛官等募集事務啓発状況調査 市町村における効果的な募集事務を図るため、市町村の募集事務啓発状況調査を実施する。 ○自衛官等募集広報用資料等作成 ○自衛官等募集関係各種会議の開催 ○その他の事務 ・組織募集推進重点市町村の指定 ・自衛官等募集期間等の告示
道予算額	663〔委託金 663〕千円 （H28 713〔委託金 713〕千円）
担当課グループ	地域主権・行政局 市町村課 行政グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	地域主権推進事業費								
目的	地域のことは地域が自ら決定できる新たな時代にふさわしい分権型社会の構築を目指した取組を進める。								
事業の概要	○地方分権の推進 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>道州制特区提案に向けた取組</td> <td>・道民や市町村、各種団体からの意見、提言等を基に国への新たな提案に向けた取組を進める。</td> </tr> <tr> <td>国の分権改革への対応</td> <td>・国の地方分権改革に係る説明会や講演会などに参加する。 ・国の分権改革に係る各種取組に対応する。</td> </tr> <tr> <td>全国知事会等との連携</td> <td>・全国知事会及び全国知事会特別委員会に参加する。 ・全国知事会等と連携しながら、分権改革の取組を推進する。</td> </tr> </table> ○顧問の設置 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>意見交換会等の開催</td> <td>・道内各地域における地方分権の推進などに関する意見交換会等を行う。</td> </tr> </table>	道州制特区提案に向けた取組	・道民や市町村、各種団体からの意見、提言等を基に国への新たな提案に向けた取組を進める。	国の分権改革への対応	・国の地方分権改革に係る説明会や講演会などに参加する。 ・国の分権改革に係る各種取組に対応する。	全国知事会等との連携	・全国知事会及び全国知事会特別委員会に参加する。 ・全国知事会等と連携しながら、分権改革の取組を推進する。	意見交換会等の開催	・道内各地域における地方分権の推進などに関する意見交換会等を行う。
道州制特区提案に向けた取組	・道民や市町村、各種団体からの意見、提言等を基に国への新たな提案に向けた取組を進める。								
国の分権改革への対応	・国の地方分権改革に係る説明会や講演会などに参加する。 ・国の分権改革に係る各種取組に対応する。								
全国知事会等との連携	・全国知事会及び全国知事会特別委員会に参加する。 ・全国知事会等と連携しながら、分権改革の取組を推進する。								
意見交換会等の開催	・道内各地域における地方分権の推進などに関する意見交換会等を行う。								
道予算額	2,500 千円 （H28 2,778 千円）								
担当課グループ	地域主権・行政局 地域主権課 地域主権推進グループ								
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）								

事業名	交通対策調整費（地方交通線対策費、北海道新幹線並行在来線対策費、自動車運転代行業費）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通に係る交通対策を推進するとともに、諸問題に対応するために、国、市町村、JR等関係機関との連絡調整等を行う。 ・ 北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業に伴い、JR北海道から経営分離された道南いさりび鉄道線（旧江差線：五稜郭・木古内間）の運営を担う道南いさりび鉄道の安全・安定運行に向けた支援を行うほか、経営状況に応じた収支改善策の検討等を進める。 ・ 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）について、新幹線開業後も地域住民の公共交通手段が確保されるよう、沿線自治体とともに検討を行う。 ・ 第4次分権一括法に基づき権限が移譲された自動車運転代行業に係る監督等の事務を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方交通線対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通に係る諸課題等の検討、JR北海道、国、沿線市町村など関係機関との連絡調整 ・ ふるさと銀河線連絡協議会の開催 ○ 北海道新幹線並行在来線対策費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道南いさりび鉄道株式会社の安全・安定運行に向けた支援等（旧江差線（五稜郭・木古内間）） ・ 函館線（函館・小樽間）における地域交通確保の検討 ・ 国との協議、要請活動 ○ 自動車運転代行業費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公安委員会からの案件の事前協議、同意、通知の受理 ・ 自動車運転代行業者からの届出の受理 ・ 自動車運転代行業の監督・指示
道予算額	3,767 千円（H28 4,185 千円）
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ／鉄道交通グループ／交通ネットワークグループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	交通対策調整費（観光列車旅行者動向調査事業）								
目的	来道者の道内周遊の促進や交流人口の拡大を図るため、本道の魅力や特性を活かした観光列車の運行に向けた受入体制の検討や旅行商品づくりの取組を支援する。								
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討会議</td> <td>・ 有識者による観光列車や観光地づくりの検討会議の開催</td> </tr> <tr> <td>実証運行</td> <td>・ 運行可能性調査結果等を踏まえた観光列車の実証運行</td> </tr> <tr> <td>あり方検討</td> <td>・ 実証運行の結果や市場動向を踏まえ検証を実施 ・ 取りまとめ結果について、各市町村や関係団体等へフィードバック</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	検討会議	・ 有識者による観光列車や観光地づくりの検討会議の開催	実証運行	・ 運行可能性調査結果等を踏まえた観光列車の実証運行	あり方検討	・ 実証運行の結果や市場動向を踏まえ検証を実施 ・ 取りまとめ結果について、各市町村や関係団体等へフィードバック
区分	内容								
検討会議	・ 有識者による観光列車や観光地づくりの検討会議の開催								
実証運行	・ 運行可能性調査結果等を踏まえた観光列車の実証運行								
あり方検討	・ 実証運行の結果や市場動向を踏まえ検証を実施 ・ 取りまとめ結果について、各市町村や関係団体等へフィードバック								
道予算額	13,800 千円								
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ								
備考	新規								

事業名	バス運行対策・利用促進費（バス利用促進等総合対策事業費補助金）										
目的	バスの利用促進を図るとともに、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に資する事業、また、本道の美しい自然環境の保全や地球温暖化防止のため、自動車に起因する大気汚染の改善、温室効果ガス排出の抑制に資する事業を対象に補助する。										
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業内容</th> <th>補助対象事業者</th> <th>負担区分（補助率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ノンステップバス等導入事業 超低床ノンステップバス、リフト付きバス、低床スロープ付きバス等の導入事業</td> <td rowspan="2">・乗合バス事業者</td> <td>国1/4 道1/8 市町村1/8</td> </tr> <tr> <td>2 低公害車普及促進対策事業 乗合バス事業に係るCNGバス又はハイブリッドバス等の導入事業</td> <td>赤字事業者 国1/4 道1/8 市町村1/8 黒字事業者 国1/4 道1/10 市町村1/10</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業内容	補助対象事業者	負担区分（補助率）	1 ノンステップバス等導入事業 超低床ノンステップバス、リフト付きバス、低床スロープ付きバス等の導入事業	・乗合バス事業者	国1/4 道1/8 市町村1/8	2 低公害車普及促進対策事業 乗合バス事業に係るCNGバス又はハイブリッドバス等の導入事業	赤字事業者 国1/4 道1/8 市町村1/8 黒字事業者 国1/4 道1/10 市町村1/10		
	主な事業内容	補助対象事業者	負担区分（補助率）								
1 ノンステップバス等導入事業 超低床ノンステップバス、リフト付きバス、低床スロープ付きバス等の導入事業	・乗合バス事業者	国1/4 道1/8 市町村1/8									
2 低公害車普及促進対策事業 乗合バス事業に係るCNGバス又はハイブリッドバス等の導入事業		赤字事業者 国1/4 道1/8 市町村1/8 黒字事業者 国1/4 道1/10 市町村1/10									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{補助額} = \text{補助対象経費} \times \text{補助率} \times \text{調整率}$ </div> <p>○補助金の算定</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費×補助率×調整率 ② (補助対象経費－査定基準額)×1/4 ③ 国上限額×1/2 </td> <td style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">このうち最も低い額を補助額とする</td> </tr> </table> <p>※1 国において車両価格調査に基づいた補助上限額（1,400千円）を設定しており、道は国に準じ、国の定めた上限額の1/2（700千円）を上限として補助する。</p> <p>※2 調整率 道と市町村の負担割合は原則1：1であるが、財政力を勘案して補助額に調整率を乗じる。 （市の財政力指数に応じ、調整率<1.0～0.5>を乗じる）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費×補助率×調整率 ② (補助対象経費－査定基準額)×1/4 ③ 国上限額×1/2 	}	このうち最も低い額を補助額とする					
<ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費×補助率×調整率 ② (補助対象経費－査定基準額)×1/4 ③ 国上限額×1/2 	}	このうち最も低い額を補助額とする									
道予算額	700 千円（H28 700 千円）										
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ										
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）										

事業名	バス運行対策・利用促進費〔地域間幹線系統確保維持事業費、生活交通路線維持対策事業費、夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金〕																																																																																																													
目的	地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持（運行）費等に対し、国及び市町村と協調して補助を行う。																																																																																																													
事業の概要	<p>1 地域間幹線系統確保維持事業費【国庫補助】・生活交通路線維持対策事業費【道単補助】 ※〔〕内は、地域協議会が承認した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">補 助 基 準</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>運行回数</th> <th>路線長</th> <th>輸送量</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">路 庫 線</td> <td rowspan="2">国</td> <td>地域間幹線系統確保維持費補助金</td> <td>通常系統 複数市町村、広域行政圏の中心市町村等にアクセス</td> <td>3回以上 〔平均3回以上〕</td> <td>要件なし</td> <td>15~150人</td> <td>国 1/2 道 1/2</td> <td>○補助対象経費は、経常費用見込額と経常収益見込額の差額（過去3カ年の平均増減率を反映して算定。経常費用の9/20上限） ○補助対象年度の前年度に策定する計画に登載した系統に補助</td> </tr> <tr> <td>再編特例</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>3~150人</td> <td>同上</td> <td>○上記同様 ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画に位置づけられた系統</td> </tr> <tr> <td>ゾーンバス（上記適用除外）</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>要件なし</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">維 道 持 単</td> <td rowspan="3">道</td> <td rowspan="3">広域生活交通路線維持費補助金</td> <td>複数市町村</td> <td>2回以上 〔平均2回以上〕</td> <td rowspan="2">10km以上</td> <td>10~150人</td> <td>道 1/2 市町村 1/2</td> <td rowspan="2">○補助対象経費は経常費用と経常収益の差額（経常費用の9/20上限） ○黒字事業者及びJRバスについては、複数市町村・過疎市町村路線のみ対象（補助率：道1/4、市町村1/4）</td> </tr> <tr> <td>同一市町村</td> <td rowspan="2">3回以上 〔平均3回以上〕</td> <td rowspan="2">15~150人</td> <td rowspan="2">道 1/3 市町村 2/3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市町村生活バス路線運行費補助金</td> <td colspan="3">一定の基準を満たす廃止代替路線（運行に係る実欠損）</td> <td>道 1/10 市町村9/10</td> <td>○民間事業者等が廃止した乗合バス路線を市町村が自主運行等する場合に助成</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">車 庫 両</td> <td rowspan="5">国</td> <td rowspan="5">地域間幹線系統車両減価償却費等補助金</td> <td colspan="4">○補助対象期間中に新たに購入等を行う地域間幹線系統の運行用車両の減価償却費及び金融費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助限度</td> <td>車両</td> <td colspan="2">次の①又は②のいずれか低い額 ①ノステップバス：150万円／ワンステップバス：130万円／小型バス：120万円 ②実費購入予定額－1円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>金融費用</td> <td colspan="2">借入利息等年率2.5%まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付額の算定</td> <td colspan="4">車両費 × $\frac{\text{償却費(定率法40\%又は定額法20\%)} \times \text{補助対象期間の使用月数}}{12(\text{月})}$ + 金融費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="5">補助方式・負担割合等については、地域間幹線系統確保維持費補助金と同じ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金【道単補助】</p> <p>夕張市の財政再生及びそれに伴う市民生活や地域経済に与える影響を最小限にとどめ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、夕張市内路線のうち市が単独で補助することとした路線については、道と夕張市が協調して補助を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 対 象</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金</td> <td>広域生活交通路線（道単補助）の補助要件を満たさない市単独補助路線のうち、地域の日常生活に不可欠であるとして「北海道生活交通路線確保維持計画」に登載された路線について、道と夕張市が協調して補助を行う。（⑨制度創設）</td> <td>経常費用と経常収益の差額（経常費用9/20上限）</td> <td>道 1/2 市 1/2</td> <td>H29道予算額 14,953千円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分			補 助 基 準				摘 要	運行回数	路線長	輸送量	負担割合	路 庫 線	国	地域間幹線系統確保維持費補助金	通常系統 複数市町村、広域行政圏の中心市町村等にアクセス	3回以上 〔平均3回以上〕	要件なし	15~150人	国 1/2 道 1/2	○補助対象経費は、経常費用見込額と経常収益見込額の差額（過去3カ年の平均増減率を反映して算定。経常費用の9/20上限） ○補助対象年度の前年度に策定する計画に登載した系統に補助	再編特例	同上	同上	同上	3~150人	同上	○上記同様 ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画に位置づけられた系統	ゾーンバス（上記適用除外）	同上	同上	要件なし	同上			維 道 持 単	道	広域生活交通路線維持費補助金	複数市町村	2回以上 〔平均2回以上〕	10km以上	10~150人	道 1/2 市町村 1/2	○補助対象経費は経常費用と経常収益の差額（経常費用の9/20上限） ○黒字事業者及びJRバスについては、複数市町村・過疎市町村路線のみ対象（補助率：道1/4、市町村1/4）	同一市町村	3回以上 〔平均3回以上〕	15~150人	道 1/3 市町村 2/3	その他					市町村生活バス路線運行費補助金	一定の基準を満たす廃止代替路線（運行に係る実欠損）			道 1/10 市町村9/10	○民間事業者等が廃止した乗合バス路線を市町村が自主運行等する場合に助成	車 庫 両	国	地域間幹線系統車両減価償却費等補助金	○補助対象期間中に新たに購入等を行う地域間幹線系統の運行用車両の減価償却費及び金融費用						補助限度	車両	次の①又は②のいずれか低い額 ①ノステップバス：150万円／ワンステップバス：130万円／小型バス：120万円 ②実費購入予定額－1円					金融費用	借入利息等年率2.5%まで				交付額の算定	車両費 × $\frac{\text{償却費(定率法40\%又は定額法20\%)} \times \text{補助対象期間の使用月数}}{12(\text{月})}$ + 金融費用						その他	補助方式・負担割合等については、地域間幹線系統確保維持費補助金と同じ						区 分	補 助 対 象	補助対象経費	補助率	摘 要	夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金	広域生活交通路線（道単補助）の補助要件を満たさない市単独補助路線のうち、地域の日常生活に不可欠であるとして「北海道生活交通路線確保維持計画」に登載された路線について、道と夕張市が協調して補助を行う。（⑨制度創設）	経常費用と経常収益の差額（経常費用9/20上限）	道 1/2 市 1/2	H29道予算額 14,953千円
区 分			補 助 基 準							摘 要																																																																																																				
			運行回数	路線長	輸送量	負担割合																																																																																																								
路 庫 線	国	地域間幹線系統確保維持費補助金	通常系統 複数市町村、広域行政圏の中心市町村等にアクセス	3回以上 〔平均3回以上〕	要件なし	15~150人	国 1/2 道 1/2	○補助対象経費は、経常費用見込額と経常収益見込額の差額（過去3カ年の平均増減率を反映して算定。経常費用の9/20上限） ○補助対象年度の前年度に策定する計画に登載した系統に補助																																																																																																						
		再編特例	同上	同上	同上	3~150人	同上	○上記同様 ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画に位置づけられた系統																																																																																																						
	ゾーンバス（上記適用除外）	同上	同上	要件なし	同上																																																																																																									
維 道 持 単	道	広域生活交通路線維持費補助金	複数市町村	2回以上 〔平均2回以上〕	10km以上	10~150人	道 1/2 市町村 1/2	○補助対象経費は経常費用と経常収益の差額（経常費用の9/20上限） ○黒字事業者及びJRバスについては、複数市町村・過疎市町村路線のみ対象（補助率：道1/4、市町村1/4）																																																																																																						
			同一市町村	3回以上 〔平均3回以上〕		15~150人	道 1/3 市町村 2/3																																																																																																							
			その他																																																																																																											
		市町村生活バス路線運行費補助金	一定の基準を満たす廃止代替路線（運行に係る実欠損）			道 1/10 市町村9/10	○民間事業者等が廃止した乗合バス路線を市町村が自主運行等する場合に助成																																																																																																							
車 庫 両	国	地域間幹線系統車両減価償却費等補助金	○補助対象期間中に新たに購入等を行う地域間幹線系統の運行用車両の減価償却費及び金融費用																																																																																																											
			補助限度	車両	次の①又は②のいずれか低い額 ①ノステップバス：150万円／ワンステップバス：130万円／小型バス：120万円 ②実費購入予定額－1円																																																																																																									
				金融費用	借入利息等年率2.5%まで																																																																																																									
			交付額の算定	車両費 × $\frac{\text{償却費(定率法40\%又は定額法20\%)} \times \text{補助対象期間の使用月数}}{12(\text{月})}$ + 金融費用																																																																																																										
			その他	補助方式・負担割合等については、地域間幹線系統確保維持費補助金と同じ																																																																																																										
区 分	補 助 対 象	補助対象経費	補助率	摘 要																																																																																																										
夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金	広域生活交通路線（道単補助）の補助要件を満たさない市単独補助路線のうち、地域の日常生活に不可欠であるとして「北海道生活交通路線確保維持計画」に登載された路線について、道と夕張市が協調して補助を行う。（⑨制度創設）	経常費用と経常収益の差額（経常費用9/20上限）	道 1/2 市 1/2	H29道予算額 14,953千円																																																																																																										
道予算額	1,527,876千円（H28 1,517,655千円）																																																																																																													
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ																																																																																																													
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																																																																																																													

事業名	バス運行対策・利用促進費（生活交通バス維持改善モデル事業）		
目的	バス事業は広大な本道において移動手段を持たない者に必要不可欠な交通手段であることから、地方創生に資する運転手確保、利用促進策の実施により生活交通バス路線の活性化に取り組む。		
事業の概要	区分	内容	
	有識者ワーキンググループ（WG）設置	・「乗合バス運転手確保検討WG」及び「バス利用促進検討WG」の開催 ・推進事業の内容検討、効果的な取組手法の検討、アドバイス、報告書作成等	
	対策推進事業	対象者	・広域幹線系統を運行するバス事業者
		雇用推進	・女性を含む20～30代の若年者について、道内で広く実施可能な汎用性の高い雇用促進の取組の試行・検証 [WGで詳細検討]
		利用促進	・自主的・主体的に実施可能な先駆性の高い取組の試行・検証 [WGで詳細検討]
アドバイザー派遣	・広域幹線系統を担う道内のバス事業者へアドバイザー派遣、診断及び助言を実施		
道予算額	7,000 千円		
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ		
備考	新規		

事業名	運輸事業振興費	(義務費)
目的	昭和51年、軽油引取税の税率に関する特別措置（地方税法附則第32条の2）により、15円/Lから19.5円/Lに税率が引き上げられ、営業用バス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保・輸送コストの上昇の抑制等に資するため、当該交付金が設けられた。	
事業の概要	1 根拠法令等 運輸事業の振興の助成に関する法律（施行 平成23年9月30日） 2 対象事象者 一般社団法人北海道バス協会及び公益社団法人北海道トラック協会 3 対象事業 安全運転確保、共同施設整備等輸送サービスの改善と充実に資する事業	
道予算額	930,246 千円 (H28 921,466 千円)	
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ/物流港湾室 物流企画グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	道南いさりび鉄道経営安定化事業費補助金			
目的	道南いさりび鉄道（株）の経営安定化を図るため、道及び沿線市町において運行赤字分を補助する。			
事業の概要	1 道南いさりび鉄道（株）の概要			
	会社名	道南いさりび鉄道株式会社	設立	平成26年8月1日
	資本金	5.8億円（資本金4.7億円、資本準備金1.1億円）	開業日	平成28年3月26日
	株主	北海道、函館市、北斗市、木古内町、日本貨物鉄道（株）、ホクレン	開業区間	木古内駅～五稜郭駅（37.8km）
事業の概要	2 制度概要			
	区分	内容		
	方針	・開業後の運行赤字について、道と沿線市町からの補助金を充当 ・道と沿線市町の負担額は、開業後10年間で23億円程度（初期投資等8億円を含む）		
	対象期間	・平成28年10月1日～平成29年3月31日		
	対象経費	・運行赤字分		
	補助率	・8/10以内 [道 80 : 沿線市町 20]		
道予算額	61,700 千円（H28④ 61,000 千円）			
担当課グループ	交通政策局 交通企画課 地域交通グループ			
備考	-			

事業名	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金		
目的	北海道新幹線（新青森・新函館北斗間及び新函館北斗・札幌間）建設に関して、建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して負担金を支出する。		
事業の概要	1 根拠法令		
	<p>・全国新幹線鉄道整備法 第13条（建設費用の負担等） 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。</p> <p>・全国新幹線鉄道整備法施行令 第8条（国及び都道府県の負担） 国及び都道府県が法第13条第1項の規定により負担すべき費用の額は、毎事業年度、新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用の額から前条第2項の国土交通大臣が定める額を控除した額に国にあっては3分の2を、都道府県にあっては3分の1を、それぞれ乗じて得た額とする。</p>		
事業の概要	2 財源スキーム		
	JRからの貸付料	国負担（3分の2）	地方負担（3分の1）
事業の概要	3 建設費の推移 （単位：億円）		
	線区	総事業費	年度別事業費
			H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29
	新青森～新函館北斗	5,783	100 178 487 492 880 1,125 1,000 524 500 210 70
	新函館北斗～札幌	16,700	- - - - - 8.8 60 120 200 340 360
	計	22,483	100 178 487 492 880 1133.8 1,060 644 700 550 430
※建設費は、整備新幹線事業費線区別配分額（国土交通省）			
道予算額	12,102,000 [負担金 73,376] 千円（H28 14,833,334 [負担金 38,972] 千円）		
担当課グループ	交通政策局 新幹線推進室 建設推進グループ		
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）		

事業名	北海道新幹線建設等促進費（北海道新幹線建設促進費、北海道新幹線建設促進期成会負担金）									
目的	北海道新幹線全線の早期完成に向けて、市町村や経済団体等と連携した取組を行う。									
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道新幹線建設促進費</td> <td>中央要請活動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等との連携強化</td> </tr> <tr> <td>北海道新幹線建設促進期成会負担金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業名	内 容	北海道新幹線建設促進費	中央要請活動等		市町村等との連携強化	北海道新幹線建設促進期成会負担金	
事業名	内 容									
北海道新幹線建設促進費	中央要請活動等									
	市町村等との連携強化									
北海道新幹線建設促進期成会負担金										
道 予 算 額	10,802 千円 （H28 12,002 千円）									
担当課グループ	交通政策局 新幹線推進室 建設推進グループ									
備 考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容へ継続〔現状維持〕）									

事業名	北海道新幹線建設等促進費（北海道新幹線利用促進費）											
目的	北海道新幹線開業を契機として、道と北東北地域の連携を強め、これまで以上に両地域の交流人口拡大を図るための取組を展開するとともに、開業効果の全道波及に向けた取組を促進する。											
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北東北3県との交流・連携推進体制確立</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「北海道・北東北3県交流・連携推進会議（仮称）」の設置・運営 道内官民連絡組織と庁内推進会議の設置 </td> </tr> <tr> <td>津軽海峡交流圏形成の推進（青森県との交流・連携）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「津軽海峡交流圏」北海道・青森県連絡調整会議の開催 共同での周知イベント開催、情報発信資材作成 「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」の作成 青函ハンドブック作成等 </td> </tr> <tr> <td>道内交通ネットワークの充実・強化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 北海道新幹線の開業効果を道東・道北地域へ波及させるため、函館から道東、道北へのチャーター便を活用した商品を扱う旅行会社に対し、1便あたり10万円を支援等 </td> </tr> <tr> <td>道民の利用促進に向けた気運醸成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道内の各種イベント等でのPR活動、PR資材作成 ウェブサイト、SNS等による情報発信 </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	北東北3県との交流・連携推進体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道・北東北3県交流・連携推進会議（仮称）」の設置・運営 道内官民連絡組織と庁内推進会議の設置 	津軽海峡交流圏形成の推進（青森県との交流・連携）	<ul style="list-style-type: none"> 「津軽海峡交流圏」北海道・青森県連絡調整会議の開催 共同での周知イベント開催、情報発信資材作成 「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」の作成 青函ハンドブック作成等 	道内交通ネットワークの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 北海道新幹線の開業効果を道東・道北地域へ波及させるため、函館から道東、道北へのチャーター便を活用した商品を扱う旅行会社に対し、1便あたり10万円を支援等 	道民の利用促進に向けた気運醸成	<ul style="list-style-type: none"> 道内の各種イベント等でのPR活動、PR資材作成 ウェブサイト、SNS等による情報発信
区 分	内 容											
北東北3県との交流・連携推進体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道・北東北3県交流・連携推進会議（仮称）」の設置・運営 道内官民連絡組織と庁内推進会議の設置 											
津軽海峡交流圏形成の推進（青森県との交流・連携）	<ul style="list-style-type: none"> 「津軽海峡交流圏」北海道・青森県連絡調整会議の開催 共同での周知イベント開催、情報発信資材作成 「北海道新幹線を活用した教育旅行ガイドブック」の作成 青函ハンドブック作成等 											
道内交通ネットワークの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 北海道新幹線の開業効果を道東・道北地域へ波及させるため、函館から道東、道北へのチャーター便を活用した商品を扱う旅行会社に対し、1便あたり10万円を支援等 											
道民の利用促進に向けた気運醸成	<ul style="list-style-type: none"> 道内の各種イベント等でのPR活動、PR資材作成 ウェブサイト、SNS等による情報発信 											
道 予 算 額	40,543 千円											
担当課グループ	交通政策局 新幹線推進室 開業推進グループ／ 交通企画課 交通ネットワークグループ											
備 考	新規											

事業名	主要港調査費
目的	港湾の実態を明らかにするため、国土交通省から事務の一部を委任された統計調査を行う。
事業の概要	<p>1 調査の名称 港湾調査（統計法に基づく基幹統計調査）</p> <p>2 調査の概要 (1) 対象港湾～甲種港湾（室蘭港ほか13港）、乙種港湾（枝幸港ほか21港） (2) 調査事項～入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物等 (3) 調査対象者～船舶運航事業者、水産業協同組合、港湾運送事業者、陸上運送事業者等</p> <p>3 調査の方法 (1) 甲種、乙種港湾が所在する市町村（港管理組合を含む）に調査を委託する (2) 調査結果について、各港湾ごとに集計し、国土交通省に提出する</p> <p>4 調査結果の公表 (1) 国土交通省で公表するもの～港湾統計月報、港湾統計年報、港湾統計流動表 (2) 北海道で公表するもの～北海道港湾統計年報</p>
道予算額	5,803〔委託金 5,803〕千円（H28 5,803〔委託金 5,803〕千円）
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	苫小牧港管理組合負担金						
目的	<p>苫小牧港の開発と利用促進を図るため、苫小牧港管理組合の管理運営経費を負担する。</p> <table border="1"> <tr> <td>設立目的</td> <td>苫小牧港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行う。</td> </tr> <tr> <td>組織団体</td> <td>北海道、苫小牧市</td> </tr> <tr> <td>設立時期</td> <td>昭和40年7月1日</td> </tr> </table>	設立目的	苫小牧港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行う。	組織団体	北海道、苫小牧市	設立時期	昭和40年7月1日
設立目的	苫小牧港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行う。						
組織団体	北海道、苫小牧市						
設立時期	昭和40年7月1日						
事業の概要	<p>1 苫小牧港の主な事業計画 (1) 西港区、東港区を一体的な港湾として、広域的な物流需要に対応した流通港湾の形成を図る。 (2) 増大するコンテナ輸送や貿易構造の変化及び船舶の大型化などに対応して、我が国の中核国際港湾にふさわしい外貨貨物取扱機能の拡充、強化を図る。 (3) 国内流通拠点港湾として、複合一貫輸送の進展や物流需要の増大に対応するため、内貿ユニット貨物取扱機能の拡充、強化を図る。 (4) 快適な環境の創造を図るため、港湾の特性を活かした豊かなウォーターフロントづくりを推進し、緑地等を確保する。マリーナを核とした海洋性レクリエーション基地の形成を促進する。 (5) 港湾の円滑な交通を確保するため、港内の交通体系の向上を図るための臨港交通機能を確保する。 (6) 大規模地震災害時の緊急物資等の輸送機能や物流機能を確保するための対策を進める。</p> <p>2 平成29年度の主な内容 ・岸壁（西-9m）改良 ・航路（-15m）整備 ・道路（埠頭間）</p>						
道予算額	1,453,004 千円（H28 1,497,962 千円）						
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ						
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）						

事業名	石狩湾新港管理組合負担金	
目的	石狩湾新港の開発と利用促進を図るため、石狩湾新港管理組合の管理運営経費を負担する。	
	設立目的	石狩湾新港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行う。
	組織団体	北海道、小樽市、石狩市
	設立時期	昭和53年4月1日
事業の概要	<p>1 石狩湾新港の主な事業計画</p> <p>(1) 石狩湾新港地域の開発の核となる流通拠点港湾として、大水深・多目的外貿ターミナルの確保などにより、外貿機能の強化を図る。</p> <p>(2) 背後地域における貨物需要に基づき、内貿機能の強化を図る。</p> <p>(3) 札幌都市圏のエネルギー供給基地の形成を図る。</p> <p>(4) 港湾における快適な環境の創出を図るため、親水空間の確保や海洋性レクリエーション機能の導入を図る。</p> <p>(5) 港湾の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。</p> <p>(6) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。</p> <p>2 平成29年度の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花畔地区コンテナヤード整備 ・本港地区北防波堤整備 	
道予算額	1,173,312 千円 (H28 1,236,305 千円)	
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	海上ネットワーク形成推進費 (国際海上ネットワーク形成推進費)	
目的	ロシア連邦極東地域等を結ぶ国際定期航路 (フェリー・コンテナ) の開設及び拡充等を図り、北の海の物流拠点の形成、国際的な交流拡大のための交通基盤づくり等を促進するとともに、21世紀における国際海上交通ネットワークの形成に努める。	
事業の概要	<p>1 北海道・ロシア極東間定期航路対策</p> <p>(1) 北海道・ロシア極東間基本航路に係る国、関係機関との打ち合わせ</p> <p>(2) 北海道とサハリン州の関係者により開催される会議等への参加等</p> <p>2 国際定期航路開設等促進【定期コンテナ航路関係】</p> <p>定期コンテナ航路の開設・拡充対策として、C I Q (税関・出入国管理・検疫) 機能の充実に向けた諸対応</p>	
道予算額	1,649 千円 (H28 1,674 千円)	
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	海上ネットワーク形成推進費（北極海航路利活用促進事業）
目的	欧州と東アジアを結ぶ新たな物流ルートとして注目を集めている北極海航路について、北海道として利活用及び誘致の促進を図るため、必要な取組を実施する。
事業の概要	<p>1 北極海活用方策調査</p> <p>(1) 関係会議等出席、国・船社・港湾管理者等訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア、ムルマンスク州など欧州側地域との交流促進や情報収集のため、関係する会議やフォーラム等に参加・意見交換 ・北海道の利便性当のアピールや情報収集のため、国や船社、道内の港湾管理者等を訪問・意見交換 <p>(2) 有識者会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27策定の「活用方針」の取組を促進するため、道主催で有識者会議を開催 <p>(3) 調査研究会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24から開催している「北極海航路調査研究会」において、北極海航路に係る情報収集及び情報共有を実施 <p>2 北極海航路活用にに向けた輸送品目等検討調査</p> <p>北極海航路を活用する可能性のある品目等を調査するとともに、本道が中継拠点となるための課題整理・方策等の検討を行う。</p>
道予算額	4,019 千円 (H28 4,466 千円)
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 物流企画グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	海上ネットワーク形成推進費（定期航路維持対策費）
目的	離島地域の振興、離島住民の民生の安定及び向上に資するため、離島住民の生活や通院等に必要不可欠な離島航路の維持・整備を図ることを目的に離島航路事業者に助成する。
事業の概要	<p>1 航路欠損補助</p> <p>航路事業者の監査後欠損額が国庫補助額（標準的な運賃率や経費単価に基づき算定）を上回った場合、差額分を航路事業者に補助する。</p> <p>【補助率】実欠損額と国庫補助額との差額の1/2以内</p> <p>2 運賃割引補助</p> <p>(1) 住民運賃割引</p> <p>離島住民の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた住民運賃割引を行う航路事業者に補助する。</p> <p>【補助率】離島住民運賃割引額の1/2以内</p> <p>(2) 妊産婦運賃割引</p> <p>離島在住妊産婦の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた妊産婦運賃割引を行う航路事業者に補助する。</p> <p>【補助率】離島在住妊産婦の妊産婦運賃割引額の1/2以内</p> <p>(3) 燃料油価格変動調整金運賃割引</p> <p>離島住民の交通費負担の軽減を図るため、道が定めた燃料費価格変動調整金運賃割引を行う航路事業者に補助する。</p> <p>【補助率】離島住民の燃料費価格変動調整金割引額の1/2以内</p> <p>3 離島航路運航改善推進費</p> <p>離島航路行政連絡会議の開催及び事業者への定期監査等、離島航路の在り方や助成施策の検討を行う。</p>
道予算額	66,172 千円 (H28 69,459 千円)
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])

事業名	海上ネットワーク形成推進費（港湾機能強化連携推進事業費）
目的	各港湾の機能強化を推進するため、各港湾管理者との連携を強化し、課題の解決と港湾の利用促進に向けた取組を行う。
事業の概要	港湾機能強化検討会を開催するとともに、貨物船の利用増、国際クルーズ船の誘致など利用促進に向けた取組を行う。
道予算額	494 千円 (H28 707 千円)
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [拡充])

事業名	海上ネットワーク形成推進費（クルーズ客船誘致連携事業）		
目的	北海道の玄関口として数多く点在している港湾を活用したクルーズ客船の寄港拡大に向け、各港湾管理者等との連携を強化し、クルーズ客船の積極的な誘致を行う。		
事業の概要	区分		備考
	プロモーション活動活性化（クルーズ船社向け）		・寄港地ルートを決定する各船社のキーパーソンを招聘 ・観光地を直接体験してもらい、寄港地決定の動機付け ・ビジットジャパン地域連携事業 [国1/2、道1/4、港湾管理者1/4]
	北海道プロモーション活動	国内	・船社、代理店等との意見交換及び情報収集
		国外	・知事によるトップセールス ・誘致に向けた情報収集
	海外見本市出展		・国や港湾管理者と共同で出展し、北海道の認知度向上を図る ・シートレード・クルーズ・グローバルへの出展 ・PRパンフレットの作成 ・ビジットジャパン地域連携事業 [国1/2、道1/4、港湾管理者1/4]
道予算額	8,986 千円		
担当課グループ	交通政策局 物流港湾室 海上港湾グループ		
備考	新規		

事業名	航空ネットワーク形成推進費（地域航空ネットワーク形成推進費）		
目的	地域航空ネットワークの形成を推進するとともに、北海道関係航空路線の維持・確保や各空港の活性化及び空港間の連携を促進し、地域の活性化を図る。		
事業の概要	地域航空ネットワーク推進費		
	<p>(1) 北海道地域航空推進協議会負担金 地方都市間路線の利用促進、地域航空ネットワークの形成を推進するため、関係市町村、民間企業、団体などで構成する協議会の活動を支援する。</p> <p>(2) 地域航空事業推進調整費 道内の主要地方空港と首都圏や関西圏あるいは道外主要国内航空路線網の拡充や道内航空ネットワークの充実、航空機の安定運航や利用者の利便性向上、道内空港の整備充実を図るため、国、全国地域航空システム推進協議会、航空会社との連絡調整を図るとともに、「北海道地域航空推進協議会：航空路線維持・確保等連絡部会」等を通じ、道内の空港所在自治体等が連携し、協議を行いながら北海道関係航空路線の維持・確保や各空港の活性化を促進する。</p>		
道予算額	3,175 千円（H28 3,230 千円）		
担当課グループ	航空局 航空課 国内航空グループ		
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）		

事業名	航空ネットワーク形成推進費（離島航空路線維持対策費）																								
目的	平成11年度の需給調整規制の廃止に際し、道内離島航空路線の確保を図る観点から、国の補助制度を活用しつつ、道として支援をする。																								
事業の概要	<p>1 経緯 平成11年度の需給調整規制の廃止に際し、運輸政策審議会航空部会の答申に基づき、離島の日常生活に必要不可欠な航空路線について、路線別の運航費の一部に対し、補助金を交付する制度を創設。現在は地域公共交通確保維持改善事業費補助金に移行。【協調補助】 また、国の補助制度に協調して道が補助を行っても、「実績損失額」と「標準損失額」（国土交通省算定）とに差が生じた場合において、道と町で連携して支援する補助制度を創設。【欠損補助】</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 協調補助</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="3">「実績損失見込額」（離島航空路運航において見込まれる収支差）と「標準損失額」のいずれか低い方</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td colspan="3">補助対象経費の1/2の額を国と道でそれぞれ協調補助</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>(2) 欠損補助</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="3">「実績損失額」－「標準損失額」（上限：「実績損失見込額」－「標準損失額」）</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td colspan="3">補助対象経費の1/3以内又は補助対象経費から実績損失額の1/10を除いた額の1/2以内</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table>	対象経費	「実績損失見込額」（離島航空路運航において見込まれる収支差）と「標準損失額」のいずれか低い方			補助金額	補助対象経費の1/2の額を国と道でそれぞれ協調補助			負担割合				対象経費	「実績損失額」－「標準損失額」（上限：「実績損失見込額」－「標準損失額」）			補助金額	補助対象経費の1/3以内又は補助対象経費から実績損失額の1/10を除いた額の1/2以内			負担割合			
対象経費	「実績損失見込額」（離島航空路運航において見込まれる収支差）と「標準損失額」のいずれか低い方																								
補助金額	補助対象経費の1/2の額を国と道でそれぞれ協調補助																								
負担割合																									
対象経費	「実績損失額」－「標準損失額」（上限：「実績損失見込額」－「標準損失額」）																								
補助金額	補助対象経費の1/3以内又は補助対象経費から実績損失額の1/10を除いた額の1/2以内																								
負担割合																									
道予算額	37,273 千円（H28 37,081 千円）																								
担当課グループ	航空局 航空課 国内航空グループ																								
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																								

事業名	航空ネットワーク形成推進費（丘珠空港周辺緑地整備事業費補助金）																														
目的	道内航空網の拠点空港である丘珠空港と周辺住民が良好な関係を保ち共存するために必要な緑地整備について、事業主体である札幌市に対し、その整備に要する経費の一部を助成する。																														
事業の概要	<p>1 経緯 丘珠空港の高質化整備（滑走路延長1,400m→1,500m等）の実施に当たり、周辺住民から緑地整備を含むまちづくりの要望が出され、札幌市がこれを事業化することとなった。 道としても、同空港が道内航空網の拠点空港であること、周辺住民の要望に応えることで高質化事業の円滑な実施が可能となること、航空機の安全で安定的な運航を確保するためには航空機の離着陸直下にある同地の確保が望ましいことなどから、緑地整備に対して補助するものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 事業名 札幌圏都市計画緑地事業 丘珠空港緑地（面積 24.6ha） (2) 事業費 11,252百万円（うち施設整備 2,086百万円、用地補償費 9,166百万円）〔事業費上限額〕</p> <p>3 助成内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">整備時助成（H13～23）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">償還時助成（H14～53）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">・当該年度における市一般財源の1/3</td> <td colspan="2">・起債償還額+償還利息の1/3（交付税相当額を除く）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">← 全体事業費(11,252百万円) →</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 起債元利償還額 →</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">← 起債対象経費 →</td> <td style="text-align: center;">← 起債 90% (本来分30%+財源対策債60%) ※補正の場合100% →</td> <td style="text-align: center;">← 市一般財源 →</td> <td style="text-align: center;">← 交付税算入額 H16～:30% 補正 :100% →</td> <td style="text-align: center;">← 市一般財源 →</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">← 国庫補助 施設 1/2 用地 1/3 →</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 道補助対象経費 →</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 道補助対象経費 →</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">※道補助額 = 道補助対象経費 × 1/3</td> </tr> </tbody> </table>	整備時助成（H13～23）			償還時助成（H14～53）		・当該年度における市一般財源の1/3			・起債償還額+償還利息の1/3（交付税相当額を除く）		← 全体事業費(11,252百万円) →			← 起債元利償還額 →		← 起債対象経費 →	← 起債 90% (本来分30%+財源対策債60%) ※補正の場合100% →	← 市一般財源 →	← 交付税算入額 H16～:30% 補正 :100% →	← 市一般財源 →	← 国庫補助 施設 1/2 用地 1/3 →	← 道補助対象経費 →		← 道補助対象経費 →		※道補助額 = 道補助対象経費 × 1/3				
整備時助成（H13～23）			償還時助成（H14～53）																												
・当該年度における市一般財源の1/3			・起債償還額+償還利息の1/3（交付税相当額を除く）																												
← 全体事業費(11,252百万円) →			← 起債元利償還額 →																												
← 起債対象経費 →	← 起債 90% (本来分30%+財源対策債60%) ※補正の場合100% →	← 市一般財源 →	← 交付税算入額 H16～:30% 補正 :100% →	← 市一般財源 →																											
← 国庫補助 施設 1/2 用地 1/3 →	← 道補助対象経費 →		← 道補助対象経費 →																												
※道補助額 = 道補助対象経費 × 1/3																															
道予算額	45,576 千円（H28 46,212 千円）																														
担当課グループ	航空局 航空課 国内航空グループ																														
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																														

事業名	航空ネットワーク形成推進費（国際航空ネットワーク形成推進事業費）																				
目的	新千歳空港の国際拠点空港化及び道内空港の国際化を推進するため、国際航空定期便の誘致、需要開発及び新千歳空港の機能整備を推進する。																				
事業の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定協議会の運営</td> <td>国際チャーター便の誘致や道管理空港の利用促進を図るため、地元の取り組みや広域連携策などを検討する法定協議会を運営する。</td> </tr> <tr> <td>国際航空定期便誘致推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外プレゼンテーション</td> <td>海外航空会社の本社を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。</td> </tr> <tr> <td>エアライン個別折衝</td> <td>海外航空会社の日本支社等を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。</td> </tr> <tr> <td>貨物需要開発事業</td> <td>物流関係会社（航空会社等）を訪問し、新千歳空港への道外貨物の誘導を図る。</td> </tr> <tr> <td>海外渡航需要開発事業</td> <td>道民の海外渡航需要を開発するための事業を実施することにより、既存路線の拡充、新規路線の開設及び運休路線の再開を図る。</td> </tr> <tr> <td>国際拠点空港機能整備推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拠点空港機能整備推進費</td> <td>新千歳空港及びその他の道内空港における国際便の円滑な運航に資するため、CIQ本省及び道内の関係機関を訪問し、協力を要請する。</td> </tr> <tr> <td>新千歳空港国際化推進協議会負担金</td> <td>本道の国際化や産業の振興に寄与するため、官民一体となって、新千歳空港の国際化を図るための推進連絡活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	法定協議会の運営	国際チャーター便の誘致や道管理空港の利用促進を図るため、地元の取り組みや広域連携策などを検討する法定協議会を運営する。	国際航空定期便誘致推進事業		海外プレゼンテーション	海外航空会社の本社を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。	エアライン個別折衝	海外航空会社の日本支社等を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。	貨物需要開発事業	物流関係会社（航空会社等）を訪問し、新千歳空港への道外貨物の誘導を図る。	海外渡航需要開発事業	道民の海外渡航需要を開発するための事業を実施することにより、既存路線の拡充、新規路線の開設及び運休路線の再開を図る。	国際拠点空港機能整備推進事業		拠点空港機能整備推進費	新千歳空港及びその他の道内空港における国際便の円滑な運航に資するため、CIQ本省及び道内の関係機関を訪問し、協力を要請する。	新千歳空港国際化推進協議会負担金	本道の国際化や産業の振興に寄与するため、官民一体となって、新千歳空港の国際化を図るための推進連絡活動を行う。
区 分	内 容																				
法定協議会の運営	国際チャーター便の誘致や道管理空港の利用促進を図るため、地元の取り組みや広域連携策などを検討する法定協議会を運営する。																				
国際航空定期便誘致推進事業																					
海外プレゼンテーション	海外航空会社の本社を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。																				
エアライン個別折衝	海外航空会社の日本支社等を訪問し、定期便の乗り入れや増便等を強く働きかける。																				
貨物需要開発事業	物流関係会社（航空会社等）を訪問し、新千歳空港への道外貨物の誘導を図る。																				
海外渡航需要開発事業	道民の海外渡航需要を開発するための事業を実施することにより、既存路線の拡充、新規路線の開設及び運休路線の再開を図る。																				
国際拠点空港機能整備推進事業																					
拠点空港機能整備推進費	新千歳空港及びその他の道内空港における国際便の円滑な運航に資するため、CIQ本省及び道内の関係機関を訪問し、協力を要請する。																				
新千歳空港国際化推進協議会負担金	本道の国際化や産業の振興に寄与するため、官民一体となって、新千歳空港の国際化を図るための推進連絡活動を行う。																				
道予算額	14,956 千円（H28 10,218 千円）																				
担当課グループ	航空局 航空課 国際航空グループ																				
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）																				

事業名	航空ネットワーク形成推進費（国際航空定期便就航促進事業費補助金）									
目的	道内空港に、新たに国際航空定期便を就航させる航空会社等に対して補助する。									
事業の概要	項目	旅客便								
	補助対象者	<p>道の要請に応じて、道内空港に国際旅客定期便を就航させる航空会社。（運休路線を再開する場合を含む）</p> <p>ただし、次の場合は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の航空会社が国際航空旅客定期便を運航している路線に就航させる場合 過去に当該路線の運航を再開し、その際、本補助金による助成を受けている場合 当該路線の運休後、夏季スケジュール（3月最終日曜日～10月最終日曜日の前日）又は冬季スケジュール（10月最終日曜日～翌年3月最終日曜日の前日）を超える期間を置かず定期運航を再開させる場合 								
	補助対象経費・補助率等	<p>運航に直接要する経費（グラウンドハンドリング料、空港施設使用料等）</p> <table border="1"> <tr> <td>最大座席数</td> <td>補助額</td> </tr> <tr> <td>400人以上</td> <td>1着陸当たり30万円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>1着陸当たり15万円</td> </tr> <tr> <td>400人未満</td> <td></td> </tr> </table> <p>注）最大座席数：「世界航空機年鑑」に掲載されている最大定員数（1者1路線につき1億円を限度）</p>	最大座席数	補助額	400人以上	1着陸当たり30万円	100人以上	1着陸当たり15万円	400人未満	
	最大座席数	補助額								
400人以上	1着陸当たり30万円									
100人以上	1着陸当たり15万円									
400人未満										
補助対象期間	就航日から1年間									
	貨物便	<p>新千歳空港に国際貨物定期便を就航させる航空会社。（運休路線を再開する場合を含む）</p> <p>ただし、次の場合は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の航空会社が国際航空貨物定期便を運航している路線に就航させる場合 既に新千歳空港発着の国際航空貨物定期便を運航している場合 								
		<p>◆ 施設整備経費</p> <p>航空会社が新千歳空港において、国際航空定期貨物便を運航する場合に必要な施設整備に要する以下の費用の1/3以内（3,000万円を限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉庫及び上屋等建物整備に要する経費 設備及び備品の購入に要する経費 5年以上の期間にわたり賃借する建物及び設備等に要する経費で賃借料に一時金として支払う経費 <p>※運航を開始した年度のみ対象</p> <p>◆ 運航に直接要する経費（グラウンドハンドリング料、空港施設使用料等）</p> <p>1着陸当たり30万円</p>								
		就航日から3年間								
道予算額	34,500 千円（H28 44,250 千円）									
担当課グループ	航空局 航空課 国際航空グループ									
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）									

事業名	航空ネットワーク形成推進費（道内空港インバウンド呼び込み機能強化事業費）	
目的	新千歳空港の国際航空便の受入機能の強化及び道内地方空港への新規路線の誘致を図る。	
事業の概要	事業名	事業内容
	空港人材教育	グラウンドハンドリング（地上業務）要員の増員や育成を行い、道内空港の受入体制の強化を促進する。
	路線誘致	デアイシング（航空機の雪氷除去）経費の補助により、道内地方空港（新千歳空港以外）への新規路線の誘致を図る。
道予算額	57,500 千円（H28 117,500 千円）	
担当課グループ	航空局 航空課 国際航空グループ 国内航空グループ	
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）	

事業名	航空ネットワーク形成推進費（新規チャーター便促進事業補助金）
目的	道内空港と海外を結ぶ定期航空路線の新規就航や拡充を促進するため、チャーター便を運航する航空会社に対し、チャーター運航に伴う経費の一部を助成する。
事業の概要	○ チャーター便の運航に係る経費の一部を助成 ①道内旅行販売代理店への座席販売額の一部を助成 ②乗員出張費・機材待機関連費の一部を助成
道予算額	18,000 千円
担当課グループ	航空局 航空課 国際航空グループ
備考	新規

事業名	新千歳空港国際拠点空港化推進費（新千歳空港周辺環境整備推進事業費）
目的	新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用等に関し、地域住民の理解と協力を得るため、住宅防音対策、地域振興対策、新千歳空港周辺地域振興基金の造成などを実施するとともに、国や関係機関への働きかけを行う。
事業の概要	<p>○新千歳空港周辺地域振興基金造成費補助金・基金運用益見合補助金 H6年の24時間運用の合意に基づき、経済界からの寄附相当額を補助金で支出、基金造成するとともに、造成目標額に不足する分に対応する基金の運用益に相当する額を補助金として支出する。</p> <p>○公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団運営費補助金 24時間運用対策事業の実施主体である（公財）新千歳空港周辺環境整備財団の人員費・運営費を補助する。</p> <p>○地域振興特別対策事業費補助金 H6年の24時間運用の合意に基づき、苫小牧市が整備した施設の建設費等に対して補助する。</p> <p>○住宅防音対策事業費補助金 H27年の深夜・早朝時間帯発着枠の拡大に係る合意に基づき、（公財）新千歳空港周辺環境整備財団が実施する住宅防音工事（新規住宅防音工事・防音建具機能復旧工事・建替住宅防音工事・住宅防音対策の補完）の助成事業に対し補助する。</p> <p>○地域振興対策事業 H27年の深夜・早朝時間帯発着枠の拡大に係る合意に基づき、（公財）新千歳空港周辺環境整備財団及び苫小牧市が実施する地域振興対策事業に対し補助する。</p> <p>○新千歳空港機能整備推進事業 地域協議会への出席、地域住民との調整、国などの行政機関及びエアラインなどとの打ち合わせ経費及び新千歳空港関係自治体協議会に対する負担金</p>
道予算額	1,307,108〔寄附金等 98,100〕千円（H28 1,064,499〔寄附金等 98,100〕千円）
担当課グループ	航空局 航空課 新千歳空港周辺対策グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔拡充〕）

事業名	空港整備費（昭和55年度～） 公共
目的	道が管理する地方管理空港において、航空需要への対応、空港機能の保持・向上を図るため空港施設を整備する。
事業の概要	○平成29年度空港整備事業 女満別空港～施設の経年化に伴うエプロン改良 など 中標津空港～施設の経年化に伴う場周柵更新 など 紋別空港～施設の経年化に伴う監視制御装置更新 など
道予算額	空港整備事業 660,000〔国庫補助金 396,000〕千円（H28 594,000〔国庫補助金 356,400〕千円） 〔空港整備事業費補助 【補助率】6/10〕
担当課グループ	航空局 航空課 空港計画グループ
備考	H28政策評価（H29取組方針：サービス内容～継続〔現状維持〕）

事業名	空港整備費	(昭和56年度～) 単独
目的	道が管理する地方管理空港において、空港整備事業（公共）の実施に関連し、必要となる単独事業に要する経費。	
事業の概要	○ 平成29年度の主な内容 女満別空港整備事業関連単独事業など	
道予算額	9,638 千円 (H28 7,625 千円)	
担当課グループ	航空局 航空課 空港計画グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	空港整備費補助金	(昭和56年度～) 単独
目的	帯広市・旭川市が施行する空港整備事業及び函館市が施行する騒音防止対策事業に対し、補助金を交付する。	
事業の概要	○ 平成29年度事業 ・ 空港整備事業補助 (旭川空港、帯広空港) 空港機能向上のため、エプロン改良などの空港整備事業 (含起債償還) に対する補助 ・ 函館空港住宅騒音防止対策事業補助 函館空港の住宅騒音防止対策に対する補助	
道予算額	41,553 千円 (H28 17,861 千円)	
担当課グループ	航空局 航空課 航空調整グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	空港維持管理費	(昭和47年度～) 単独
目的	道管理空港（地方管理空港～6空港）の機能を保持し、航空機の安全運航や空港利用者の安全性、利便性を確保する。	
事業の概要	○ 航空法等関係法令に適合した空港とするため維持・点検・除雪等の空港施設の維持的業務を行い機能の確保を図る。 ○ 空港施設の補修、改修等の実施、除雪体制や消火救難などの保安体制の確保などを行い航空機の安全運航の確保を図る。 ・ 道の直轄管理空港 ～ 女満別空港・中標津空港・オホーツク紋別空港 ・ 管理業務委託空港 ～ 利尻空港・礼文空港・奥尻空港	
道予算額	1,305,081 [使用料等 381,044] 千円 (H28 1,514,775 [使用料等 380,955] 千円)	
担当課グループ	航空局 航空課 航空調整グループ/空港計画グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [拡充])	

事業名	国直轄空港整備事業負担金	
目的	国が管理する空港及び自衛隊との共用空港に係る整備費について、空港法第6条第1項及び附則第3条第1項の規定により負担金を支出する。	
事業の概要	○ 国が管理する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設などの新設・改良等に要する費用の一部を負担する。 ・ 国が管理する空港 ～ 稚内空港、釧路空港、新千歳空港、函館空港、札幌飛行場	
道予算額	1,227,204 [負担金 573,338] 千円 (H28 1,242,000 [負担金 579,485] 千円)	
担当課グループ	航空局 航空課 航空調整グループ	
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])	

事業名	空港運営戦略推進事業費					
目的	道内空港運営の民間委託については、7空港の一体的運営に向けた総合調整を行うとともに、道管理の女満別空港について、民間委託に係る諸手続を行う。					
事業の概要	<table border="1"> <tr> <td>空港運営戦略調整・推進費</td> <td>・民間委託による7空港の一体的運営のため、制度設計等について、国交省や空港所在市町をはじめとした関係機関と調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>女満別空港経営改革推進事業費</td> <td>・道管理空港である女満別空港について、マーケットサウンディングなどの民間委託に必要な手続を行う。</td> </tr> </table>	空港運営戦略調整・推進費	・民間委託による7空港の一体的運営のため、制度設計等について、国交省や空港所在市町をはじめとした関係機関と調整を行う。	女満別空港経営改革推進事業費	・道管理空港である女満別空港について、マーケットサウンディングなどの民間委託に必要な手続を行う。	
空港運営戦略調整・推進費	・民間委託による7空港の一体的運営のため、制度設計等について、国交省や空港所在市町をはじめとした関係機関と調整を行う。					
女満別空港経営改革推進事業費	・道管理空港である女満別空港について、マーケットサウンディングなどの民間委託に必要な手続を行う。					
道予算額	127,708 千円					
担当課グループ	空港運営戦略推進室空港運営グループ/戦略推進グループ					
備考	新規					

事業名	総務管理諸費							
目的	他県との連絡調整、共通・共同政策の立案と推進、国への政策提言や共同意見提出などを推進するための意見交換を行う。							
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道東北地方知事会議</td> <td>北海道、東北6県及び新潟県で構成し、各道県の事務又は知事の権限に属する事務等の連絡調整を図るため、構成知事が一堂に会し意見交換等を行う。</td> </tr> <tr> <td>北海道・北東北知事サミット</td> <td>北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県の知事が共通の政策課題について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の一層の促進を図り、当該地域の発展に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	北海道東北地方知事会議	北海道、東北6県及び新潟県で構成し、各道県の事務又は知事の権限に属する事務等の連絡調整を図るため、構成知事が一堂に会し意見交換等を行う。	北海道・北東北知事サミット	北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県の知事が共通の政策課題について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の一層の促進を図り、当該地域の発展に資する。	
事業名	事業内容							
北海道東北地方知事会議	北海道、東北6県及び新潟県で構成し、各道県の事務又は知事の権限に属する事務等の連絡調整を図るため、構成知事が一堂に会し意見交換等を行う。							
北海道・北東北知事サミット	北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県の知事が共通の政策課題について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の一層の促進を図り、当該地域の発展に資する。							
道予算額	1,372 千円 (H28 1,372 千円)							
担当課グループ	総務課 企画グループ							
備考	H28政策評価 (H29取組方針：サービス内容～継続 [現状維持])							

地方創生対策推進費（地方創生推進交付金）関連事業 [H29当初予算]

※ 予算は総合政策部（地域戦略課）で一括計上しているが、執行は各部局・各課で行う。

事業名	概要	予算額(千円)
北海道DMOを核としたインバウンド受入環境づくり	広域連携DMO形成の加速化と地域のDMO形成の促進による全道のDMOの重層的な連携による地域観光人材の育成及び地方への誘客促進とリピーター確保により、地域と季節に偏りのないインバウンド等の受入環境づくりを推進する。	283,109
日本版DMO形成促進事業 【経済部】	地域におけるDMO形成に向けた取組を支援するアドバイザーの派遣や観光地経営の専門人材を育成するための研修会の開催など観光地経営の視点に立った地域の稼ぐ力を引き出す取組を推進する。	16,607 28 (4,515)
DMO取得に向けたマーケティング強化事業 【経済部】	北海道観光振興機構ホームページの戦略的活用やオンライン予約サイトを運営する企業からのコンサルティングを受けるなど日本版DMO候補法人の登録を受けた北海道観光振興機構のマーケティング力を強化する。	51,180 28 (0)
北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 【経済部】	2020年東京オリンピックパラリンピックなど今後の大型スポーツイベントの開催に合わせ、本道に優位性のあるスポーツを核としたツーリズムの振興を図る。	43,822 28 (0)
実践的インバウンドおもてなし人材育成事業 【経済部】	外国人観光客受入れのための基礎研修並びに小売店、観光案内所、交通機関、宿泊施設の従業員及び通訳案内士等の技能向上のための実践的な短期・長期の研修を実施する。	31,254 28 (35,254)
インバウンド対応観光ルート創出事業 【経済部】	外国人観光客の満足度を高める国際観光ルートを形成し、地域への誘客を図るため、複数の地域が連携して取り組む観光地づくりを支援する。	63,270 28 (71,794)
広域観光周遊ルートビジネスモデル形成事業 【経済部】	道北・道東圏の広域観光周遊ルート形成計画「アジアの宝 悠久の自然美への道ひがし北・海・道」と連動した新しい滞在モデルプランやFIT（外国人観光客個人旅行）向けの情報発信を行う。	27,259 28 (30,753)
インバウンド受入体制整備事業 【経済部】	外国人観光客の円滑な受入を促進するため、道内各地域で中心となって活動している観光人材を対象に、プロモーションや受入を総括的にプロデュースできるノウハウの習得を支援する。	11,729 28 (13,612)
北海道LOVERS拡大推進事業 【経済部】	来道中の外国人観光客に対して、閑散期や道央圏以外の観光情報をSNS、Twitterなどを活用し発信することで、北海道観光のファン(北海道LOVERS)を増加させ、来道時期の平準化や広域分散化を促進する。	37,988 28 (41,988)

事業名	概要	予算額(千円)
東京発「北海道暮らし」の魅力創造・発信	首都圏等から本道への人の流れを創出するため、若者、現役世代、アクティブシニア、障がいのある方など幅広い方々をターゲットに首都圏等からの移住・定住を促す取組を推進する。	98,332
いなか暮らし応援プログラム推進事業 【総合政策部（地域政策課）】	「ふるさと移住定住推進センター」を東京・札幌で運営するとともに、市町村・民間の移住施策を促進する「官民連携加速プロモーター」や地域のしごとを掘り起こす「ローカルコーディネーター」を配置し、移住・定住を促進する。	59,284 28 (74,138)
北海道「生涯活躍のまち」構想推進事業 【総合政策部（地域戦略課）】	北海道らしい「生涯活躍のまち」の推進を図るため、コーディネーターなどを派遣し、市町村の取組の具体化を支援する。	10,000 28 (25,708)
「共生型地域福祉拠点」推進事業費 【保健福祉部】	高齢者、障がいのある方、子ども等の多世代が交流し、住民同士がお互いに支え合う共助の取組に導く「共生型地域福祉拠点」の新規開設支援や拠点の核となる人材の実践力の向上を図る。	5,794 28 (10,000)
障がい者の多様な社会参加促進事業費 【保健福祉部】	障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図る。	6,410 28 (11,117)
地域連携型ヘルスケアビジネス創出事業 (再掲) 【経済部】	地域の民間事業者を対象にセミナーや研修等を行い、ヘルスケアサービス事業へのビジネス参入を促進する。	6,256 28 (10,000)
空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業 【経済部】	高齢者・子育て世代の交流生活サービス支援拠点づくりなど、商店街の空き店舗を活用した、コミュニティビジネス創出の取組を支援する。	4,443 28 (7,506)
本社機能・オフィス拠点誘致推進事業 (再掲) 【経済部】	人手不足やリスク分散を理由とした企業の地方拠点拡大の動きや国における地方への企業拠点強化に呼応して、本社機能や研修施設の企業誘致活動を展開する。	6,145 28 (12,957)

事業名	概要	予算額(千円)
若者・女性等の就業・創業・働き方改革支援	人口流出が進む若者・女性の地域定着、首都圏等からの還流、創業を促進するとともに、就業環境の整備など働き方改革をワンストップで行う拠点を設置することにより、地域産業を担う人材の活躍と確保を総合的に支援する。	101,485
地域応援！女性・若者起業家育成支援事業 【経済部】	先輩起業家との交流会や道内大学と連携した起業意欲喚起の取組、地域全体で起業を支える体制整備などを実施する。	12,193 28 (16,479)
若年者等人材呼び込み・呼び戻し事業 (再掲) 【経済部】	道外の若年者等の呼び込み・呼び戻しのため、インターネットを活用した求人・求職情報の提供や、大学・民間が主催する就職説明会等に参加し、道内企業の求人情報の提供などの取組を実施する。	11,385 28 (19,421)
地域若者就業・定着支援事業 【経済部】	道内14か所に地域雇用ネットワーク会議を設置し、若者へ企業情報等を提供する「じもと×しごと発見フェア」のほか、非正規労働者の正社員化・処遇改善に向けた調査等を実施する。	27,907 28 (38,178)
ほっかいどう働き方改革支援センター運営等事業費 【経済部】	企業の就業環境の改善など包括的な支援をワンストップで行う拠点として「ほっかいどう働き方改革支援センター」を運営するとともに、人手不足の業界団体と連携して改革モデルプランを作成するなどの取組を行う。	50,000 28 (20,546)

事業名	概要	予算額(千円)
-地域しごと創生-中小・小規模企業の元気づくり	経営改善、円滑な事業承継、人材育成や市町村が求める人材と地方創生の推進を担う専門人材をマッチングする仕組みの構築など、多様な関係者によるサポート体制を構築し、地域のしごと創生を推進する。	56,304
小規模企業持続的発展支援事業 【経済部】	地域の金融機関店舗等へ経営相談窓口を設置し、経営相談に取り組むとともに、専門家による経営者・従業員の個別研修の実施や地域の取組への支援を行う。	33,634 28 (42,000)
事業承継サポートネットワーク形成事業 【経済部】	市町村や商工団体、金融機関などの関係団体が連携し、事業承継サポートネットワークを構築するなど事業承継問題に対する地域の支援体制を整備する。	12,738 28 (12,738)
北海道創生プラットフォーム形成事業 【総合政策部(地域戦略課)】	市町村が求める人材と地方創生の推進を担う専門人材をマッチングする仕組みを構築する。	9,932 28 (12,276)

事業名	概要	予算額(千円)
海外拠点連携によるアジアマーケットの開拓促進	北海道と札幌市、金融機関等が連携し、それぞれの海外拠点を活用しながら、アジアを中心としたブランド発信、市場開拓、道内企業の現地進出、外国資本の投資呼び込みなど、効果的な海外展開を実施する。	76,896
道市連携海外展開推進事業費 【経済部】	道と札幌市が連携し、相互の海外事務所等を活用しながら、ASEAN地域での商流の開拓や、中国・ASEAN地域での道内環境技術等の海外展開を推進し、道産品の輸出拡大や道内企業の現地進出を促進する。	20,000 28 (20,000)
HOKKAIDOブランド海外展開促進事業 【経済部】	ASEAN等を対象としたブランドストーリーの検討や商談会の実施、各種メディアを活用した情報発信を行い、新たなHOKKAIDOブランドの発掘・発信の取組を推進する。	17,000 28 (17,000)
投資先導型グローバルビジネス推進事業 【経済部】	観光関連産業を中心とした海外からの投資を促進するため、北海道ブランドと一体的に本道の優位性や潜在力等を世界に発信する。	39,896 28 (40,000)

事業名	概要	予算額(千円)
北海道食の輸出拡大戦略ネクスト・ステップ事業	北海道食の輸出拡大戦略に基づき、現状や課題(隘路)を踏まえ、「新たな市場への展開」、「商流・物流網の整備」、「輸出支援体制の確立」の3つの展開方向に沿って輸出拡大に向けた取組を加速する。	74,694
食産業競争力強化促進事業 【経済部】	企業と一次産業の連携促進による食関連産業の競争力強化に向け、連携ニーズの開拓やマッチング、フォローアップを行い、成功事例の創出を図る。	10,114 28 (0)
道産食品輸出拡大に向けた小口貨物混載輸送検討事業 【総合政策部(物流港湾室)】	地域商社を目指す企業や海外へ店舗展開している企業と連携し、既存の輸出ルートなどを活用した小口貨物の混載輸送を実施し、課題等の検証を行う。	10,980 28 (0)
道産農畜産物輸出拡大戦略プロモート事業費 【農政部】	重点品目ごとの特性に応じた戦略的なプロモーションを実施するとともに、輸出品目を広げるために、LCC・鮮度維持技術の活用や輸出先国のニーズを逃がさない通年輸出スキームを構築する。	38,600 28 (39,735)
道産水産物販路拡大推進事業費 【水産林務部】	ブリ・サバ・イワシ・秋サケ・鮮魚などについて輸出先国のターゲットを絞り、戦略的なプロモーション、商談会を実施する。	15,000 28 (27,044)

事業名	概要	予算額(千円)
次代を創る農林水産業の確立	地域に所得と雇用を生み出すチャレンジングな農林水産業を確立するため、北海道の地域特性に応じた「新たなイノベーションの推進」や「新たなブランドの創出」「次代の担い手確保」に取り組む。	92,506
農林漁業の新たな担い手確保モデル事業費 【水産林務部】	新卒者や転職希望者などに対する道内外でのPR及び道内普通高校への出前講座を行うなどの情報発信や農林水産業が連携した就業・暮らし体験を実施し、新たな担い手となりうる人材を確保する。	19,070 28 (0)
地域農業と企業との連携サポート推進事業費 【農政部】	農業経営の体質強化を図るため、農業者と企業との連携を官民でサポートする体制を整備するとともに、道内展開を目指す企業の掘り起こしやマッチング支援を行う。	7,106 28 (4,988)
北海道スマート農業推進事業費 【農政部】	スマート農業に関する情報の共有・発信のほか、企業間連携などによる技術課題への対応、人材育成や技術展示、地域の実情に応じた技術体系の確立支援など、地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進する。	14,543 28 (17,400)
北海道酪農の次世代モデル推進事業費 【農政部】	人・牛・飼料の持つ潜在力を最大限に発揮し、生産基盤の強化と収益力の向上を図るため、移住定住による新規参入者の受入体制の検討や乳牛ベストパフォーマンスの発揮、ニュージーランドと連携した北海道型の放牧酪農モデルの普及を推進する。	4,474 28 (76,200)
日本海漁業振興緊急対策事業費 【水産林務部】	養殖漁業の推進を図るため、各漁協における養殖改良試験及び流通体制整備を支援し、生産（養殖）から流通までの一貫した新たな生産モデルを構築する。	26,226 28 (33,778)
薬用作物地域生産モデル構築支援事業費 【農政部】	地域と民間企業が連携した薬用作物の生産モデル構築に対する支援や普及啓発の取組を実施する。	5,169 28 (5,500)
エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費 【環境生活部】	エゾシカの地域資源としての一層の活用に向け、捕獲・回収から有効活用までの一連の流れを地域に定着させるためのモデル事業を実施する。	15,918 28 (19,753)

事業名	概要	予算額(千円)
交通事業者等との連携による交流人口拡大事業 【経済部】	新幹線開業効果を最大限活用し、地方への誘客を拡大するため、鉄道事業者と航空会社の共同により新幹線や地方空港を組み合わせた旅行商品化を促進するとともに、地域DMOと連携した観光コンテンツづくりを促進する。	143,239 28 (0)

事業名	概要	予算額(千円)
地域政策推進事業 (地域政策コラボ事業)	地域課題の解決と道及び市町村の総合戦略の推進を図るため、振興局が市町村と協働して、プロジェクトに取り組む。	34,443 28 (0)

事業名	概要	予算額(千円)
道産CLT利用促進事業費 【水産林務部】	本道のカラマツやトドマツの新たな需要先として期待されるCLTについて、木材需要の創出に向けた技術の普及や、生産・加工体制の整備に向けた取組を実施する。	13,182 28 (64,527)

事業名	概要	予算額(千円)
プロフェッショナル人材センター運営事業 【経済部】	中小企業の競争力強化を促進するプロフェッショナル人材を道外から誘致し企業へ橋渡しを行うとともに、中小企業等を対象に経営改善への意欲を喚起するセミナー開催などを実施するため、プロフェッショナル人材センターを運営する。	45,350 28 (48,617)

地方創生対策推進費（地方創生拠点整備交付金）関連事業 [H28繰越予算]

※ 予算は総合政策部（地域戦略課）で一括計上しているが、執行は各部局・各課で行う。

事業名	概要	H28⑤定予算額（千円）
北海道特有の歴史文化を活用したインバウンド交流施設整備事業 （環境生活部）	本道が有する観光資源である道立「開拓の村」について、小川家酪農畜舎の改修や馬車鉄道の延伸、多言語解説の充実などを行い、訪日外国人の関心が高い「歴史的まちなみ」を再整備する。	224,000 28（ - ）
北海道立工業技術センター機能強化事業 （経済部）	食の輸出拡大に向け、函館地域の中核的産業支援機関である道立工業技術センターの施設整備や製品開発等に資する機器を導入するとともに、ブランディングの強化を図る取組支援を行う。	499,327 28（ - ）
農業大学校施設設備整備事業 （農政部）	農業大学校において、女性がひとりでも多く滞在可能となる研修生宿泊施設（女子寮）を整備することにより、本道農業の担い手確保や女性の社会進出を促進する	299,512 28（ - ）
道立美術館活性化事業 （教育庁）	道立「三岸好太郎美術館」について、展示スペースの拡大、照明機能の改修等の展示機能強化を図るとともに、「アートギャラリー北海道」の策定、北海道150年関連事業の企画、プレイベントなどを実施する。	74,535 28（ - ）